

福島県知事

内堀雅雄様

令和8年度

県予算編成に対する要望

令和7年9月12日

福島県市長会

会長 立谷秀清

平素は、県内各市の行財政各般にわたりまして深い御理解と御指導・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、地方創生への取組をはじめ、喫緊の課題である物価や人件費の高騰を踏まえた地域経済対策、こども・子育て政策の強化、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、基礎自治体の果たすべき役割が拡大しており、各市においては積極的に取り組んでおります。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興にも引き続き全力で取り組んでおりますが、スクラップアンドビルドの観点を踏まえ、第3期復興・創生期間においても、新たに顕在化する課題を含めて必要な復興事業については引き続き取り組まなければならないと考えております。

つきましては、県の令和8年度予算編成期にあたり、各市からの要望事項を取りまとめましたので、格別なる御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月

福島県市長会

会長 立谷 秀 清

目 次

[総務部関係]

- ・ 新たな市町村の負担を伴う県の施策立案に係る調整について…………… 1
- ・ 公務員薬剤師の給与改善について…………… 2
- ・ 私立幼稚園の教育振興に係る支援の充実について…………… 3
- ・ 原油価格・物価高騰等に係る財政支援について…………… 4

[危機管理部関係]

- ・ 救急業務高度化推進事業補助金の継続について…………… 5
- ・ 防災・減災・危機管理対策等への財政支援について…………… 6
- ・ 防災ＤＸの推進に向けた事業拡大及び財政支援について…………… 7
- ・ 津波避難対策の推進に向けた財政支援について…………… 8
- ・ トイレカーの配備について…………… 9
- ・ 放射能教育の推進について……………10
- ・ 環境放射線の測定について……………11

[企画調整部関係]

- ・ 地方創生の推進について……………12
- ・ ＡＬＰＳ処理水の処分及び風評被害対策について……………13
- ・ 「第３期復興・創生期間」における十分な復興財源の確保について……………14
- ・ 福島県を拠点とするプロスポーツチームへの支援について……………15
- ・ 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）市町村枠の継続及び拡充について……………16
- ・ 移住・定住の促進について……………17
- ・ 県内における新エネルギー社会構築のための各種支援制度について……………18
- ・ 自治体ＤＸ推進に係る財政支援について……………20
- ・ テレビ共聴施設の再整備及び維持管理費用に対する財政支援について……………21
- ・ 社会保障・税番号制度導入に係る経費負担について……………22
- ・ ふるさとふくしま情報提供事業（広報誌送付事業）の継続について……………23
- ・ 災害援護資金貸付金の償還について……………24
- ・ 原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について……………25
- ・ 福島県事業再開・帰還促進事業の継続及び財源確保について……………26
- ・ とうほうみんなの文化センターの早期改修について……………27
- ・ ふくしま森の科学体験センターの施設移管について……………28
- ・ 社会体育施設整備に係る財政支援について……………29
- ・ 運動部活動の地域展開に係る支援について……………30

[生活環境部関係]

・ 自家消費野菜等の検査に係る支援について	31
・ 人権擁護委員組織体に対する財政支援について	32
・ 公共交通事業者に対する支援について	33
・ 生活バス路線に対する支援について	34
・ 交通空白地域解消に向けた取組への支援について	36
・ 鉄道交通活性化対策について	37
・ 鉄道軌道輸送対策事業費補助について	38
・ 阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助について	39
・ 特定外来生物への対策・防除に対する支援について	40
・ 登山道の保全について	41
・ 浄化槽法に規定されている協議会の設置について	42
・ 合併処理浄化槽設置整備事業の予算確保並びに合併処理浄化槽維持管理費に係る 県費補助制度の創設について	43
・ 除染対策事業の推進について	44

[保健福祉部関係]

・ 医療費の一部負担金等免除の見直しに係る財政支援について	45
・ 国民健康保険事業に対する財政支援について	46
・ 福祉・介護人材の確保等の推進について	48
・ 物価・人件費高騰による子育て・医療・福祉施設への財政支援について	50
・ 養護老人ホームの大規模改修に係る補助制度の拡充及び職員の処遇改善について	51
・ 認知症施策に対する支援強化について	52
・ 権利擁護における成年後見制度の推進及び財政支援について	53
・ 介護保険事業への支援について	54
・ 介護サービス事業者の安定的・継続的な運営の確保について	55
・ 官民一体となったバリアフリー推進施策に対する連携・協力について	56
・ 障害者手帳のカード化について	57
・ 地域生活支援事業費県補助金の予算確保について	58
・ 重度心身障がい者医療費助成の拡充について	59
・ おもいやり駐車場利用制度の対象者拡大について	60
・ 社会福祉施設等施設整備費補助金の予算確保について	61
・ 若年性認知症コーディネーターの複数配置について	62
・ 発達障がい者支援センターの複数設置について	63
・ 手話通訳者に係る頸肩腕障害健診について	64
・ 補助犬の食費・医療費等負担軽減について	65
・ 健康長寿達成のための取組に係る財政支援について	66
・ 子どものむし歯対策事業の充実・強化について	67
・ 住民の健康確保について	68
・ 水道事業に対する財政支援について	71
・ 保育施設整備及び保育士確保に係る支援について	73
・ 放課後児童健全育成事業の充実について	74
・ 子育て支援員の研修実施について	75
・ 屋内遊び場の整備及び管理・運営に係る財政措置について	76
・ ヤングケアラー実態把握調査等の実施について	77
・ 障がい児保育に係る補助金について	78
・ 医療的ケア児に対する支援について	79
・ ひとり親家庭医療費助成に係る財政支援について	80
・ 婦人保護事業への財政支援について	81

[商工労働部関係]

・ 物価高騰等に伴う事業者への支援について	82
・ 奨学金返還支援事業対象者の拡充について	83
・ 雇用対策の推進について	84
・ 中小企業に対する支援について	85
・ 企業誘致及び工業団地整備に係る支援について	86
・ 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進について	88
・ 中心市街地や商店街の活性化に対する各種事業への財政支援について	89
・ ICT人材の育成について	90
・ 積極的な観光施策の展開について	91
・ コンベンション・エキスカーション補助金の拡充について	93

[農林水産部関係]

・ 県産農林畜水産物の安全・安心確保及び風評被害対策について	94
・ 農業生産資材等の高騰に対する生産者への支援について	95
・ スマート農業推進に向けた支援について	96
・ 中山間地農業の振興支援について	97
・ 営農再開に係る支援について	98
・ 農作物等の盗難防止に係る支援について	99
・ 就農者育成総合対策予算の確保について	100
・ 農業の経営継承に対する支援について	101
・ 担い手の法人化に対する支援について	102
・ 地域計画の策定に係る支援について	103
・ 有害鳥獣被害対策に係る支援について	104
・ 農業被害に対する収入保険制度の拡充について	106
・ 需要に応じた米生産に向けた支援について	107
・ 米・食味分析鑑定コンクール国際大会開催に対する財政支援について	109
・ 気候変動に対応した農業対策について	110
・ 園芸産地化に向けた支援について	111
・ 地籍調査事業の予算の確保について	112
・ 多面的機能支払交付金に係る予算の確保について	113
・ 農地整備（ほ場整備）事業の促進について	114
・ 鉄山ダムの改修等について	115
・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金について	116
・ 森林環境譲与税の活用及び譲与基準見直しについて	117
・ 山のみち地域づくり交付金事業の促進について	118
・ 森林病虫害等防除事業の強化について	119
・ 治山事業の推進について	120

[土木部関係]

・ 県施行建設事業負担金の廃止又は軽減について	121
・ 道路の整備促進について	122
・ 官民一体となったバリアフリー推進施策に対する連携・協力について	127
・ 災害復旧事業への財政支援について	128
・ 防災・減災対策等の更なる充実強化について	129
・ 河川改修・砂防事業等の促進について	130
・ 二級河川の河川敷草刈り等への支援について	133
・ 猪苗代湖の環境保全対策について	134
・ 地すべり対策事業の促進について	135
・ 港湾の機能強化について	136
・ 歴史まちづくりに資する取組の推進及び認定市町村への財政支援について	137
・ 土地区画整理事業の推進について	138
・ 市街地再開発事業及びコンパクトなまちづくりに対する財政支援について	139
・ 都市公園等の維持管理に係る財政支援について	140
・ 公共下水道事業の整備促進について	141
・ 新たな住宅セーフティネット制度の推進に係る財政支援について	142
・ 「空き家対策」に関する財政支援制度の継続について	143
・ 多世代同居・近居推進事業の更なる拡充について	144
・ 木造住宅等耐震化支援事業の拡充・継続について	145
・ マンションの管理等の適正化の推進に係る支援について	146

[教育庁関係]

・ 学校教育の充実について	147
・ 運動部活動の地域展開に係る支援について	151
・ 県立高等学校の跡地等の利活用に係る支援制度について	152
・ 社会教育施設の改修等に対する補助制度の創設について	153
・ 地域学校協働活動補助事業の継続について	154
・ 文化財保存事業への財政支援について	155
・ 放射能教育の推進について	156

[企業局関係]

・ 工業用水道の料金改定に伴う企業負担の軽減について	157
----------------------------	-----

[警察本部関係]

・ 郡山運転免許センターの土・日曜日開設について	158
--------------------------	-----

新たな市町村負担を伴う県の施策立案に係る調整について

県の施策立案に当たっては、市町村の負担を前提としない制度とするか、又は、新たに市町村の負担を伴うものについては、十分な時間を取り、事前に各市と調整するよう要望する。

また、県の責任領域に属する施策については、市町村の負担を求めないこととするとともに、市町村と協調して実施する施策については、対象範囲の限定や、市町村への県補助金交付限度額の設定などにより、結果として市町村に過大な負担が生じないものとするよう要望する。

公務員薬剤師の給与改善について

原子力発電所事故の被災地域においては、薬剤師や放射線技師など看護師以外のコメディカルについても不足している状況にある。

安定した医療の確保のためには、医師、コメディカルといった医療の提供に不可欠な人材の確保・定着を図ることが必要不可欠である。

よって、公務員薬剤師の給料について、看護師以外のコメディカルと同じ、医療職給料表が適用されているが、6年間の教育を受けていること及び薬局薬剤師との給与格差を踏まえ、薬剤師独自の給料表または手当の創設など給与の改善を図るよう国に求めること。

私立幼稚園の教育振興に係る支援の充実について

こども基本法が施行され、「こどもまんなか社会」づくりが推進される中、こども・子育てにやさしい社会づくりを進めるためには、幼児教育・保育施設の役割が非常に重要であり、建学の精神に基づく教育を行う私立の幼稚園についても、その一翼を担う存在として、教育及び子育て支援の質の一層の向上が求められている。

よって、子どもと保護者が保育所・認定こども園・幼稚園のいずれを選択しても平等に質の高い教育・保育及び子育て支援が受けられるよう、私立幼稚園等に対する私学振興補助制度の充実について要望する。

原油価格・物価高騰等に係る財政支援について

長期間に及ぶ物価の高騰が様々な分野において大きな影響を及ぼしており、その状況は地域によって様々である。

このような中、地域の特性に応じてきめ細やかな事業を自治体の裁量により実施することが必要であり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）制度は大変重要な財源となっている。

しかしながら、令和7年5月28日付けで、令和7年度一般会計予備費使用の閣議決定を踏まえた重点支援地方交付金の取扱い及び交付限度額が示されたが、自治体が必要な事業を実施するための十分な額には全く満たない状況となっている。

よって、物価高騰等の影響を与える様々な問題に対して、自治体の実情に即したきめ細かい対策が講じられるよう、重点支援地方交付金の十分な予算確保について国に求めるよう要望する。

救急業務高度化推進事業補助金の継続について

県内自治体においては高齢化の進展に伴い救急件数が増加している状況にある。

さらに、救急救命士の定年退職者も年々増え、人材確保が急務となっている。

このため、救急搬送体制を強化することが重要課題となっているが、震災復興措置として実施されている本事業が廃止となった場合、消防本部での計画的な救急救命士の養成を図ることが財政上大変厳しいものとなる。

よって、県内消防本部において安定的かつ持続的に救急医療が提供できる体制を構築するため、救急業務高度化推進事業による支援を令和８年度以降も継続するよう要望する。

防災・減災・危機管理対策等への財政支援について

激甚化・頻発化する自然災害に備え、国においては法律の改正や基準の見直しなどを随時行っているところであるが、それに伴い、地方自治体においても地域防災計画等の各種計画や各種計画の改正、基準や業務の見直し・追加、住民への周知などを行っているところである。

国からの指示により事務を行うために、職員の労力のほか、周知するための冊子等の作成・更新、物品の購入など、自治体への負担が発生している。

よって、予算面において今まで以上の十分な支援を講じるよう国に求めるとともに、県においても支援を講じるよう要望する。

防災ＤＸの推進に向けた事業拡大及び財政支援について

防災ＤＸを推進するため、令和６年度より福島県総合防災情報システム及び防災アプリの運用が開始されたところである。

防災アプリの登録状況については、当初目標の令和６年度末５０，０００人を大きく上回っているが、県人口１７２万人に対しての普及率としては高いとは言えず、更なる周知・啓発が必要であり、県が主体的に実施する周知・啓発に加え、住民により近い市町村における周知・啓発が効果的と考えられる。

よって、県における啓発予算を充実させるとともに、市町村が実施する周知・啓発事業に対する財政支援制度を創設するよう要望する。

また、防災アプリを活用した住民への情報発信においては、福島県総合防災情報システムを連動して活用する市町村職員の操作習熟度の向上が必要であり、システムの操作説明会等が出水期前に実施され、説明会動画の限定配信が行われているが、当該内容だけでは災害対応に従事する全職員の操作習熟度向上は困難である。

よって、恒常的に利用可能な研修動画の作成・配信など新たな取組について、十分な予算を確保し実施するよう要望する。

津波避難対策の推進に向けた財政支援について

沿岸地域の自治体においては、津波避難対策を推進していくため、住民への意識啓発が重要であることから、重要なツールとして、平成31年3月に県が公表した津波浸水想定を基に作成した津波ハザードマップを住民へ配布している。

そのような中、令和7年3月にいわき市沿岸全域が津波災害警戒区域に指定されたことから、津波災害警戒区域の情報及び最新の津波浸水想定を反映したハザードマップへ更新し、住民への周知・啓発が急務となっている。

現在、令和8年度のハザードマップの更新に向け準備を進めているが、社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の水害ハザードマップのメニューが既に完了しており、対象外となっている。

よって、津波避難対策の推進に向けた自治体の財政負担軽減のため、国補助金に代わる新たな財政支援制度を創設するよう要望する。

トイレカーの配備について

災害時の避難生活の質向上と公衆衛生の確保は、被災者の心身の健康維持に不可欠であり、特にトイレ環境はデリケートかつ喫緊の課題である。

大規模災害発生時に避難所が開設されるが、既存施設のトイレだけでは避難者に対応しきれないことが予想され、また、断水や停電時に通常の下水機能が停止し使用できなくなることも懸念される。

よって、災害時に被災者の清潔で衛生的な環境を提供し県全体の災害対応能力を向上させるため、広域行政を担う県の責務として、大規模災害時に速やかに避難所等に展開可能となるトイレカーについて、県において複数台導入し県内全域の災害発生状況に応じて柔軟に配置できる体制を構築するよう要望する。

放射能教育の推進について

福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が周辺地域に放出され、事故後 14 年以上が経過した。

避難住民の帰還に向けた環境整備が進められているが、風評の払拭や産業の再生など復興への課題は山積している。

環境省による全国アンケートや調査機関による都民アンケートで示された放射能による健康影響への誤解、第一次産業面における価格低迷傾向等、県民も国民も放射能への理解は進んでいない。

これまで、国に対し、国民が放射能に対する正しい知識を習得し、これに基づき適切に行動する能力の向上を図るためのあらゆる施策を、差別や偏見がなくなるまで国を挙げて継続的に取り組むよう求めてきた中で、令和 3 年 7 月に環境省において、都民アンケートで示された放射能の健康影響に対する誤解の割合を 2025 年までに現在の 40% から 20% に減らすことを目標とした「ぐるプロジェクト」が進められている。

よって、県においても、県立高等学校入学試験や県職員採用候補者試験等県が関わる試験に放射能に関する設問を検討するなど、子どもから大人まで幅広い年齢層が放射能に対する正しい知識を習得するとともに、これに基づき適切に行動する能力の向上を図るためのあらゆる施策を県を挙げて効果的に取り組むよう要望する。

環境放射線の測定について

自治体においては、住民の安全を守るため定期的に環境放射線量の測定を行っており、測定結果をホームページ等で公表するなど、環境放射線量の低減の状況等を広く住民に提供するとともに、住民自ら環境放射線量を測定できるよう簡易放射線量測定器を整備し、貸出を行っている。

一方で、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業の工程から、これらの対策については今後も長期に及ぶことが予想される。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 放射線対策は今後も長期にわたり継続せざるを得ないものであることから、今後も財源を確保すること。
- 2 原子力発電所周辺市町村を含めた環境放射線量の測定を強化するとともに迅速かつ適切に情報を提供すること。

地方創生の推進について

新しい地方経済・生活環境創生交付金は、地方の社会課題解決や魅力向上の取組を深化・加速化するものであり、市町村の地方創生における自主的・主体的な取組を支援する制度として重要である。

また、令和7年6月に閣議決定された地方創生2.0基本構想に基づき、当該基本構想を推進する取組の早期着手及び地方版総合戦略の検証・見直しが求められていることから、今後の地方創生関係交付金の活用には当該基本構想に基づく地方版総合戦略の策定・改定が必須条件となることが予想される。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 地方創生の推進にあたり、適切な情報提供の実施や県事業と市町村事業との連携を強化することにより新しい地方経済・生活環境創生交付金の確保に努めるなど、市町村の事業を積極的に推進すること。

特に、当該交付金においては、新規連携事業の企画立案にあたり市町村からの要望（希望する事業分野等）の吸い上げや早期の情報共有を図るなど、県全体として当該交付金の確保に努めること。

- 2 国が予定する地方創生2.0基本構想に基づく総合戦略の策定に伴い、地方版総合戦略も検証・見直しを求められていることから、市町村の策定・改定支援について、積極的な取組に努めること。

また、市町村が策定した地方版総合戦略の推進に対しては、県の新たな補助制度の創設や既存の補助制度の条件緩和、補助内容の拡充等、県独自の財政支援を図ること。

A L P S 処理水の処分及び風評被害対策について

国においては、A L P S 処理水の処分に伴う対策として令和 5 年 9 月 4 日に 5 本柱の「水産業を守る」政策パッケージを策定し対応している。

よって、県においても、主体性と責任を持って対策を講じるよう次の事項について要望する。

記

- 1 A L P S 処理水の処分について、継続して厳格な海洋モニタリングを行うなど万全な対応を行うこと。
- 2 国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い分かりやすい情報発信を実施し、国内外からの風評被害が発生しないよう対策を講じること。
- 3 A L P S 処理水の海洋放出に伴う風評や嫌がらせ行為等により生じた経済的被害は、国で十分に補償等の対策を講じるよう求めること。
- 4 一部の国・地域の科学的根拠に基づかない輸入規制措置の撤廃を求めていくなど、国が積極的に対策を講じるよう求めるとともに、県においても必要な対策を講じること。

「第３期復興・創生期間」における十分な復興財源の確保について

国においては、令和７年６月に「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定されたところである。

県内においては、復興に向けて大きく前進している一方で、風評の払拭については、風化させることなく継続して行っていくことが重要である。

よって、県内全域の各自治体が風評払拭の取組を行うことができるよう、次の事項について要望する。

記

- 1 復興・風評払拭の取組は、風化させることなく継続していくことが重要であることから、第３期復興・創生期間においても、本県全域を対象とした復興・再生に係る支援措置を継続するとともに、震災復興特別交付税を含め十分な財源の確保を図るよう、国に求めること。
- 2 福島復興再生特措法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置（風評税制）を活用し、風評の払拭と産業経済の活性化を図る必要があることから、優遇措置期限が令和７年度末までとなっている当該制度について、令和８年度以降も継続するよう国に求めること。

福島県を拠点とするプロスポーツチームへの支援について

本県を拠点とするプロスポーツチーム（福島ユナイテッドＦＣ、福島レッドホープス、福島ファイヤーボンズ、いわきＦＣ、デンソーエアリービーズ）が全国を舞台に活躍することは、「元気なふくしま」を全国にＰＲできるだけでなく、チームと一緒に応援することで県民同士の交流や絆を育むほか、選手を講師としたスポーツ教室の開催など青少年の健全育成にも大きく貢献している。

よって、更なる福島県のイメージアップの推進と県民運動のテーマである健康寿命の延伸、そしてスポーツ振興による地域の活性化のため、本県を拠点とするプロスポーツチームへ積極的に支援するよう要望する。

福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）市町村枠の 継続及び拡充について

福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）については、市町村枠は市町村が行う地域創生の推進のため、一般枠は地域の様々な団体が地域課題解決や地域づくりのため、それぞれ活用されているところである。

人口減少を最小限に食い止め、地域経済の縮小を克服するための対策は、喫緊の課題である。

よって、20年、30年先を見据え、将来を担う子どもたちの未来を創造するため、事業を継続するとともに、補助率の引上げなど拡充を要望する。

移住・定住の促進について

相双地域を始め本県にあっては、原発事故の影響もあり、人口減少や高齢化、産業の空洞化等問題が一層進行しており、活力ある地域社会の維持・形成に向けて、住民の帰還と併せて、新たな地域の担い手として、移住・定住の促進による人材確保が喫緊の課題である。

よって、県と地域が一丸となった取組強化を図るとともに、次の事項について要望する。

記

- 1 Uターン者に対する支援の充実や将来のUターン候補者となる中高生等に向けた取組を強化すること。
- 2 地方への新しいひとの流れを生み出し、ひいては移住・定住を促進するため、本社機能の地方移転促進や移住支援金の充実等、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた施策を強力に推進するよう国に求めること。
特に、移住支援金制度については、就業・定住の要件を見直す等制度の利便性を高めるよう国に求めること。
- 3 地方都市では、地域の持続可能性を高めるため、若者や女性からも選ばれる働きやすいまちづくりの実現が重要であることから、地方への移住・定住策としてのまちづくり施策に対する、財政支援の量的支援及び多様な働き方に対応した制度の量的支援の充実を図るよう国に求めること。

県内における新エネルギー社会構築のための各種支援制度について

県は、復興計画において「原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念に、また、再生可能エネルギー推進ビジョンにおいて「2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」ことを目標に掲げている。

また、国が令和5年6月に改定した水素基本戦略においては、特に「福島新エネ社会構想」において水素社会の実現に向けたモデル構築を柱に掲げる福島県においての様々な取組を推進することとしている。

よって、県内における再生可能エネルギーの主力電力化を更に推進するため、次の事項について要望する。

記

- 1 県内における新エネルギー社会構築のため、県として、水素利活用推進のためのインフラ整備に向け積極的に各種施策を展開すること。

また、商用定置式水素ステーションについて、導入・運営費に対する補助制度を拡充するとともに、国に対して規制緩和措置を求めること。

また、燃料電池等次世代自動車の導入・運用に係る補助事業について、補助率を引き上げるとともに、予算の増額を図ること。

- 2 県全体に水素社会を構築するためには、より手厚い補助制度が必要であることから、水素供給設備のランニングコストに対する補助制度を創設すること。

- 3 グリーンエネルギーの地産地消に貢献できる水素製造供給のサプライチェーン構築に取り組む企業等に対して、国と連携した財政支援を行うこと。

- 4 地域公共交通や商用車として用いるバス・トラック等の車両の水素モビリティ化に対する補助制度を拡大し、実現可能な導入目標台数を設定するなど着実な普及推進を図ること。

- 5 県内における再生可能エネルギーの普及を一層推進するため、以下の取組を行うこと。
 - (1) 事業用太陽光発電設備の設置に係る分割案件防止対策の徹底について国に求めるとともに、当該設備の安全管理及び災害防止、さらには、景観や生活環境への配慮の観点から、設置場所等に係る一定の規制を設けること。
 - (2) 住宅用太陽光発電設備の設置を更に進めるため、住宅用太陽光発電設備導入支援補助事業を継続すること。

(3) 災害時における非常用電源の確保及び再エネの自家消費型への転換の推進には、住宅用蓄電池設備や電気自動車の普及を一層推進していくことが重要であるため、蓄電池設備設置や電気自動車購入に係る補助上限を引き上げるとともに、補助件数の拡大を図ること。

また、蓄電池設置補助については、固定価格買取制度適用中の者も補助対象者に加えること。

(4) 自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業等の各種補助制度を充実させるとともに、継続すること。

(5) ペレット・薪ストーブ、熱利用など太陽光発電以外の住宅用再生可能エネルギー設備設置や省エネ給湯設備の導入・断熱改修等を促進する補助制度を拡充すること。

自治体DX推進に係る財政支援について

国は、自治体DX推進計画及び自治体DX推進手順書を策定し、自治体DX、自治体情報システムの標準化・共通化、自治体の行政手続のオンライン化等に係る様々な施策を実施している。

また、県はICT推進市町村支援事業補助金を創設し、AIやIoT等の先端的な情報通信技術を活用した住民サービスの向上や市町村の業務効率化等を推進するため、市町村に対し補助金を交付し、自治体DX化推進を図っている。

市町村においても、自治体DX化及び自治体情報システムの標準化・共通化について事業を推進しているところである。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 ICT推進市町村支援事業補助金について、令和7年度においては1次要望時に予算分すべての補助対象が決定してしまい、更に多くの自治体から要望があったため、補助率上限より少ない補助率で交付決定となったことから、十分な予算を確保するとともに、制度の拡充を図ること。
- 2 デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）について、特定移行システムと他の標準準拠システムとの過渡期連携に要する費用など追加で発生する費用についても、自治体の負担が生じないよう上限額や交付要件の見直しについて国に求めること。

また、ガバメントクラウドへの移行に伴い、運用費用についても現状からの増額が見込まれることから、ガバメントクラウドの使用料など維持管理経費についても補助対象とするよう国に求めること。

テレビ共聴施設の再整備及び維持管理費用に対する 財政支援について

テレビ共聴施設については、整備後１５年以上経過し施設や器具等の老朽化が進んでいる。

災害時においてスマートフォンやタブレット等の情報通信機器を所持していない高齢者等にとって、テレビは貴重な情報源の一つであるが、近年、甚大な自然災害が相次いでおり、共聴施設が被災すれば長期間にわたり放送が視聴できなくなることが危惧される。

また、将来にわたり施設等を維持管理するためには、多額の費用を要し自治体や地区だけで負担することが困難である。

よって、共聴施設の耐災害性向上のための再整備や小規模修繕、維持管理費などについて、財政支援を講じるよう要望する。

社会保障・税番号制度導入に係る経費負担について

社会保障・税番号制度の導入に伴い、自治体においては、住民基本台帳システムをはじめ関係業務システムの構築・改修や運用、さらには情報セキュリティ対策に係る経費については、非常に大きな負担となっている。

よって、これらの経費については、社会保障・税番号制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方に新たな経費負担が生じないように全額財政措置するとともに、マイナンバーカード交付事務費補助金を継続することについて、国に求めるよう要望する。

また、マイナポータルやマイナンバーカードを活用し、住民異動届等のオンライン申請を可能とするなど、マイナンバー制度を活用した住民の利便性向上のためのオンラインサービス等の施策の拡充を図ることや、マイナンバー制度について、市民に十分浸透しているとは言えないことから、これまで以上にメリットや様々なセキュリティ対策を講じていることなどを十分に周知することについて、国に求めるよう要望する。

ふるさとふくしま情報提供事業（広報誌送付事業）の継続について

東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所事故の影響により、今なお多くの市民が市外に避難している状況にある。

そのような中、行政情報を適切に発信して、市外避難者の帰還を促進するため、原発避難者特例法上の避難住民及び特定住所移転者に対し、県のふるさとふくしま情報提供事業（広報誌送付事業）を活用し、市の広報紙や放射線に関する取組などの情報を送付している。

原発避難者特例法上、指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者に対し、市町村及び県の情報を提供することが義務付けられている。

よって、令和８年度も、市及び県の情報を継続して避難者に提供し、市外避難者の帰還促進が図られるよう、ふるさとふくしま情報提供事業（広報誌送付事業）の継続を要望する。

災害援護資金貸付金の償還について

災害援護資金貸付金については、市の責任において回収し、県・国へ償還することとなるが、貸付から６年間の据置期間を経て回収が本格化する中、償還の困難な被災者から多くの相談が寄せられており、現在、多額の未償還金が発生している。

未償還金が発生した場合、借受人への償還免除が認められれば、市から県に対する償還についても同じく免除することが可能となるが、東日本大震災における貸付において、償還免除が認められる理由は、「借受人が死亡したとき」「重度障害により償還できなくなったと認められるとき」「支払期日到来から１０年経過後において無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、償還を支払うことができる見込みがない場合」のみであり、当該事由に当てはまらない場合は、市が負担し、償還することとなる。

令和元年６月公布の法改正により、借受人が自己破産等をした場合には償還を免除することが可能となるなど、一部免除要件が緩和されたところであるが、現制度は、未償還金発生時の財政負担や、回収に係る事務負担など、自治体の負担が大きいことから、被災自治体の負担軽減に向け、次の事項について国に求めるよう要望する。

記

- 1 償還免除要件の一つである「借受人が死亡したとき」について、借受人が死亡しても相続人全員の相続放棄が必要とされているが、相続放棄手続がなくとも直ちに償還免除できるよう要件を改めること。
- 2 地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分の執行停止に合致するような、「所在不明」や「滞納処分ができる財産がない場合」などの回収困難な案件については償還免除できるよう免除要件を改めること。
- 3 債権回収機構を設置するなど、市町村に代わって債権回収にあたるよう、国県主導による回収体制の整備を図ること。

原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について

原子力損害賠償については、これまで、国及び東京電力に対して、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を強く求めてきており、一部進展は見られるものの具体的な解決には至っていない。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針について、紛争解決の制度として十分に機能が果たせるよう、引き続き適切に見直すことについて国に求めること。
- 2 被災者が公平に賠償を受けられるよう、文部科学省設置の原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を、被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者へ賠償を確実に迅速に行えるよう国や東京電力に求めること。
- 3 避難指示区域外における農林業の賠償については、依然として被害が発生している状況を踏まえ、十分な賠償が確実に継続されるよう国や東京電力に求めること。
また、商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償が確実に継続されるよう国や東京電力に求めること。
- 4 自治体の損害に対する賠償が一層進むよう、東京電力と自治体の賠償に対する考え方の乖離の解消について、国や東京電力に求めること。

福島県事業再開・帰還促進事業の継続及び財源確保について

東日本大震災及び原子力災害の被災地においては、今日まで様々な復旧・復興の取組を重ねることで、地域経済の再建に努め、ようやくその回復の兆しを感じるまでになったところである。

しかしながら、長期化する物価高騰等の影響は、被災地にも大きな経済的打撃をもたらし、再建途上にある被災地の経済は深刻な状況に陥っており、大幅に落ち込んだ消費の喚起が喫緊の課題となっている。

また、被災地においては、震災時の人口に対し帰還された方が未だ3割弱程度にとどまっている地域もあることから、引き続き帰還に向けた取組が重要である。

よって、これまでの地域経済の復興に向けた取組が振出しに戻ることもないよう、令和8年度以降においても福島県事業再開・帰還促進事業を継続するとともに、十分な財源を確保するよう要望する。

とうほうみんなの文化センターの早期改修について

令和４年３月の福島県沖地震の被災により大ホールが使用できないことから、大規模な文化芸術活動の開催に支障をきたしている。

よって、本県の芸術文化の中心的役割を担う施設として、一日も早い再開に向け改修するとともに、予約受付開始時期の見通しについて早期に周知するよう要望する。

ふくしま森の科学体験センターの施設移管について

ふくしま森の科学体験センターは、科学技術の振興を図るとともに、地域特性を活かした科学教育の水準の向上と生涯学習の振興に寄与することを目的として、指定管理により公益財団法人ふくしま科学振興協会が事業の推進及び管理運営に当たっているが、近年の少子化や施設の老朽化等により財政的負担が増大するなど、施設の維持管理に係る経費について、市単独では対応が難しい状況にある。

よって、施設維持管理の合理化と効率化、教育水準・サービスの向上、長期的な安定運営による県民及び教育環境への安心感の提供などを図るため、県による当該教育施設の運営について要望する。

社会体育施設整備に係る財政支援について

県有や市町村の体育施設は、年月の経過に伴う施設の老朽化に加え、国際的な競技施設基準の改正や、障がい者スポーツに対応できる施設とはなっていない現状にある。

そのような中で、体育施設の維持管理、修繕には多額の経費がかかるため、自治体単独の財源では財政的に厳しい状況にある。

また、平成7年ふくしま国体を契機に整備された特殊競技施設は、競技人口が少なく県内の競技施設も限られる中、その競技の普及と施設の維持管理に努めているところであり、今後とも継続していかなければならないものである。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 体育施設の改修等に係る財政支援を講じること。
- 2 県有特殊競技施設・設備について、計画的に整備を行うこと。
- 3 市有特殊競技施設の大規模改修等維持管理に係る財政支援を講じること。

運動部活動の地域展開に係る支援について

スポーツ庁は、公立中学校の休日運動部活動を段階的に地域展開するため、令和8年度から6年間を改革実行期間と定め、活動のあり方や課題への対応等の検証、更なる改革の推進を自治体に求めている。

よって、今後、制度構築等の具体的な取組を進めていくにあたり、次の事項について要望する。

記

- 1 部活動の地域展開に伴い、地域での受け皿の確保が必要となるが、市町村によっては、スポーツ団体等受け皿の確保が困難な地域があることから、スポーツ団体の設立や持続可能な自主運営を担保するため、必要な財政支援を講じること。
- 2 地域展開を実現するためには、指導者や活動場所等の調整の役割を担う人材を確保する必要があることから、これらの確保や育成等に必要な財政支援を講じること。
- 3 部活動の地域展開に伴い、過大な保護者負担が生じることがないように、費用負担のスキームを明確にするとともに、経済的に困窮する家庭の生徒が活動機会を失うことのないよう必要な措置を講じること。
- 4 地域展開を進める市町村に対し、財政支援のみならず、先進的な取組に係る情報提供や各市町村の実情に応じた相談支援等、総合的なサポート体制を構築すること。
- 5 地域展開に係る継続的かつ安定的な財政支援策を速やかに確立し、その財源を確保するよう国に求めること。

自家消費野菜等の検査に係る支援について

食品については、モニタリングによる安全性の確認と風評被害の払拭が最重要課題となっており、今後も継続した体制整備が必要である。

よって、迅速かつ円滑なモニタリング実施体制を維持し、食品の安全性を確保するとともに、風評を払拭していくために必要な財政支援及び技術的支援を引き続き講じるよう要望する。

人権擁護委員組織体に対する財政支援について

地域における人権啓発活動は、人権擁護委員法が規定する「人権擁護委員」及びその組織体である「人権擁護委員協議会」が主体となり、人権教室や人権相談等の取組を実施している。

人権擁護委員に係る財源は、国が費用弁償により支給しているところであるが、組織体に係る財源は、現在、各市町村からの負担金等に基づいている。

しかしながら、近年、子どもの人権を守るための活動（人権教室等）の重要性及び需要が高まっており、各市町村においては、財政状況が逼迫している中で、財源の確保に苦慮している。

よって、厳しい市町村財政の状況を考慮し、人権擁護委員組織体の活動に要する経費の財政措置について、国に求めるとともに、県においても当該組織体に対する財政措置を講じるよう要望する。

公共交通事業者に対する支援について

公共交通事業者は、原油価格の高騰による影響を受けていることから、事業継続のためには長期的な支援が必要である。

よって、広域的な視点から公共交通事業者への支援策を講じるよう要望する。

生活バス路線に対する支援について

生活バス路線は、モータリゼーションの進展に伴い、路線数・利用者数ともに年々減少の一途を辿っている。

自治体においても高齢者や年少者などの交通弱者を守るため、便数維持に努めているが、自治体における財政負担は増大している。

県においては、「市町村生活交通対策事業補助金」等により、各市町村を支援しているが、補助対象・補助率が限られていることから、未だ十分ではない状況にある。

よって、自治体バス運行などの市町村生活交通路線について、引き続き補助を行うとともに、次の事項について要望する。

記

1 各市町村を超えた広域圏幹線公共交通の拡充のため、県が主体となって強力な公共交通施策に取り組むこと。

2 「市町村生活交通対策事業補助金」における路線収支率、輸送量、運行回数などの要件緩和及び補助率の拡充を図ること。

また、道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、市町村が運営主体となる市町村運営有償運送を補助対象としているが、同法同条に規定する特定非営利活動法人等が運営主体となる交通空白地有償運送についても、補助対象とすること。

3 「地域公共交通確保維持改善事業」について、市内完結バス路線を対象とすることや一定年数は平均乗車密度や輸送量を条件としないことなどの補助対象の拡充及び補助要件の緩和を図るとともに、国の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」に協調し、県においても補助対象として、地域内フィーダー系統路線を加えること。

4 避難地域広域公共交通計画に位置付けられた広域路線バスについては、避難地域の復興、帰還促進を目的としたものであることから、復興の進展を踏まえつつ、今後も国・県の責任において路線維持の費用を負担すること。

5 国の地域公共交通確保維持改善事業の要件に合致しない生活路線の再編に関わる小型運行車両の自治体購入及び運行費に対する補助制度を拡充すること。

6 バス路線の維持のほか、ＩＣカード等電子決済導入や事業者間における決済方法の共有推進、交通結節点等における情報発信設備の整備・維持、バス待合環境（待合所やバスベイ整備等を含む）整備など付帯的な部分も含め、公共交通の利便性を高める市町村、交通事業者及び地域の取組に対して財政支援を図るとともに、県自ら公共交通のＤＸに取り組むこと。

- 7 キャッシュレス決済の導入については、導入コストや手数料、条件面などの課題が大きく、市町村の地域公共交通には導入のハードルが高いことから、導入を目指す自治体に対する積極的なサポート及び財政支援を充実すること。
- 8 地域公共交通として用いるバス等の車両の水素モビリティ化に対する補助制度を拡大し、導入目標台数を捉えた着実な普及推進を図ること。
- 9 モビリティ・マネジメントの推進を図るため、助成制度の拡充を図ること。
- 10 ドライバーの担い手確保のための財政支援を拡充するとともに、市町村への間接補助に限定することなく、県が主体となって各種施策に取り組むこと。

交通空白地域解消に向けた取組への支援について

市町村においては、交通空白地域における交通手段の確保及び効率的な運行手段の確保が急務となっており、デマンド型乗合タクシーの導入や定額タクシーの実証運行などにより、高齢者等の交通弱者の利便性向上を図っている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 新たな交通システム（デマンド型乗合タクシー等）への運行費用に対する継続的な支援制度を創設すること。
- 2 地域公共交通活性化事業補助金について、補助率が市町村単位で1年目2分の1、2年目3分の1、3年目4分の1となっているが、市町村単位での適用でなく市町村内の各地区単位で適用することとし、地区で初めて補助を受ける際には1年目の補助率を適用するよう、要件を緩和すること。

また、補助金の交付について、受託業者等への支払後の交付とされているが、補助金の交付後でなければ支払ができない場合は、国補助金と同様に領収書等に代わり知事への確約書の提出により交付できるよう、要件を緩和すること。

鉄道交通活性化対策について

地方鉄道は、通勤・通学のみならず買物や通院など、市民生活に欠かすことのできない交通インフラとしての機能を担ってきたほか、鉄道ネットワークにより、首都圏をはじめとした都市・地域が結ばれ、観光やビジネスなど、地域経済の繁栄を支えてきた。

しかしながら、モータリゼーションの進展や人口減少等により、利用者は年々減少を続けており、経営状況が悪化している。

また、国は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」等の一部を改正し、自治体や鉄道事業者における鉄道再構築のための議論を促している。

これらのことから、市町村においては、危機感を持って対応するため、県や沿線市町村で協議会を設置するなど鉄道の活性化に向けた検討を進め、検討を踏まえた利用促進施策を実施している。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 広域的な視点での存続に向けた検討や他の路線と一体となった活性化対策を継続して実施していくため、広域自治体である県のリーダーシップの下で効果的な施策を展開すること。

また、各市町村や協議会が実施する利用促進対策に要する人的・財政的支援の更なる拡充を図ること。

- 2 地域鉄道の安全運行の確保及び住民の生活交通の維持・確保を図るため、引き続き国と協調した支援を行うとともに、県独自の支援の拡充を図ること。

- 3 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」改正の趣旨に鑑み、ローカル鉄道の再構築の枠組みを積極的に活用し、鉄道の維持・高度化、輸送モードの転換等を先導するとともに、各市町村の意向を踏まえた柔軟な支援を行うこと。

鉄道軌道輸送対策事業費補助について

鉄道軌道輸送対策事業費補助については、安全性の向上、輸送の継続に資するための既存施設の改良・更新を支援するために中小の鉄道事業者に対し補助するものであるが、地域鉄道が保有する車両や橋梁、トンネル等は急速に老朽化が進んでいる一方、事業者の経営状況は厳しさを増している。

よって、野岩鉄道について、国庫補助の拡充により沿線自治体の負担を軽減を図るため、栃木県と協調し国の鉄道事業再構築実施計画の認定を受けるよう要望する。

阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助について

阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助については、地域の振興及び住民福祉の増進に寄与するため補助を行っているところであり、今後とも阿武隈急行線の安全運行の確保及び住民の生活交通の維持、確保を図っていく必要がある。

よって、各種整備について、緊急性・必要性の有無を検討しながら、引き続き協調補助を行うとともに現行補助率を維持するよう要望する。

また、当該路線の運営については、令和元年東日本台風の被害や新型コロナウイルス感染症の影響も含め、利用者が減少したまま回復していない状況にあるため、持続可能な経営・運行状況のあり方について検討を進めていけるよう、県主導のもと調整し、継続した支援の実施について要望する。

特定外来生物への対策・防除に対する支援について

アライグマは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づく特定外来生物であり、生態系の攪乱等の自然環境保全上の問題をはじめとして、住宅への侵入による生活環境被害の発生、食害による農作物被害を発生させている。

このため、自治体では、外来生物法に基づく防除により捕獲された場合又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可の上で捕獲された場合、捕獲者に対する報償金を交付するなど対策を講じているところもある。

そのような対策の財源として、特定外来生物対策事業補助金を活用しているところであるが、内示額が要求額に満たない場合も生じている。

また、オオキンケイギクについても、外来生物法に基づく特定外来生物であり、生態系の攪乱等の自然環境保全上の問題を発生させており、群生が確認されている市町村では、住民に対し、ホームページや広報誌等により、駆除への協力を求めるなど啓発に努めているが、拡大の防止や撲滅には至っていない。

県においては、特定外来生物の防除を実施する団体の活動に対して、外来生物防除事業費補助金を交付しているが、オオキンケイギクは補助対象となっていないため、防除に向けた取組を検討している環境団体が当該補助金を活用できず、効果的な防除につながっていない現状にある。

よって、特定外来生物の防除を進めるため、特定外来生物対策事業補助金について予算を確保するとともに、外来生物防除事業費補助金についてオオキンケイギクを補助対象とするよう要望する。

登山道の保全について

福島県を代表する山であり、福島市、二本松市、大玉村、郡山市及び猪苗代町にまたがり日本百名山に数えられる安達太良山は、３年連続で東北の山で一番登られた山となっており、最近では海外からの登山者の姿も見られるようになってきている。

登山者数が一番多くメインのコースとなっている奥岳登山口コースについては、平成 13 年度に薬師岳パノラマパークから仙女平に通じる登山道の一部を木道として県により整備されている。

しかしながら、整備済み区間の一部では、雨などにより登山道が掘削され、階段箇所が荒廃が進み機能を果たしておらず、登山者のけがが心配される危険な状況にある。

また、木道未整備区間についても、雨の影響により登山道の掘削が進み危険な状態であり、さらに、危険箇所を回避するため、周囲の植物が踏まれ植生への影響も心配されている。

よって、県が整備した登山道であり、県内でも随一の登山者が訪れ、本県を代表する登山コースの安全な通行と自然保護の観点から、次の事項について要望する。

記

- 1 整備済みの木道や階段の破損箇所を修繕すること。
- 2 未整備区間で洗掘が進行している箇所について、木道を整備すること。

浄化槽法に規定されている協議会の設置について

令和２年の改正浄化槽法で設置が規定された協議会は、浄化槽の設置や維持管理に関して必要な協議を行うため、都道府県や市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、関係業者等で構成する組織である。

今後、新たな浄化槽法の改正が予定されており、特定既存単独浄化槽の指導や維持管理報告義務が盛り込まれるが、行政だけでは対応が困難なため、官民連携で対応していく必要がある。

よって、協議会は市町村での設置が可能であるが、県内での統一の対応が必要と考えられることから、県において設置するよう要望する。

合併処理浄化槽設置整備事業の予算確保並びに合併処理 浄化槽維持管理費に係る県費補助制度の創設について

市町村においては、合併処理浄化槽設置整備事業を実施し、その設置普及に取り組んでいるところであるが、浄化槽法及び建築基準法の一部改正に伴い、浄化槽新設時における合併処理浄化槽の設置が義務づけられていることや、水環境の保全を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えにも努めていく必要がある。

このような状況の中、平成２１年度から新築住宅の合併処理浄化槽設置に対する県浄化槽整備事業費補助金の廃止や、合併処理浄化槽への転換に対する同補助金の削減など県費負担の改正等が行われ、市町村の負担が増加する事態となっている。

よって、合併処理浄化槽設置整備事業の促進及び合併処理浄化槽使用者の負担軽減と適正維持管理の促進を図るため、県費補助制度の拡充及び創設を求めるとともに、その財源の確保について要望する。

除染対策事業の推進について

- 1 除去土壌の搬出困難案件の解消などに必要な予算を確保するよう国に求めること。
- 2 実施計画に基づく除染は完了したが、今後、人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が新たに判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について、必要な予算を確保するよう国に求めること。
- 3 仮置場等の土地返還後、農地への原状回復について、農地等の機能回復が十分に図られない場合の補完費用の予算確保について、柔軟に対応するとともに、従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における損失について、必要な予算を確保するよう国に求めること。

医療費の一部負担金等免除の見直しに係る財政支援について

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から１４年が経過し、未だに風評等の影響は大きいものの復旧・復興に向け全力で取り組んでいるところである。

しかしながら、未だに多くの住民が避難生活を続けており、帰還した住民も含めて、健康面や経済面において不安を抱えた生活を送っている。

また、次代を担う子育て世帯の帰還が少なく、生産年齢人口の縮小から労働力の確保も課題となっている。

復興のみならず更なる発展に向けて加速していくためには、住民の生活が安定するまでには相当な年月を要することから、生活再建に対する継続的な支援が必要不可欠である。

そのような中、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の被保険者等の一部負担金並びに保険料（税）等の免除措置に係る財政支援の見直しが行われ、令和５年度から段階的な保険料と一部負担金の免除措置の終了が実施され、見直しによる医療費等への負担増により、受診控えが生じ市民の健康維持確保が損なわれることが懸念される。

よって、被災住民の健康づくりとして、避難者を対象に避難先自治体において健（検）診が円滑に受診できる体制の構築及び運営を行うとともに、心のケア事業を今後も継続するよう要望する。

国民健康保険事業に対する財政支援について

医療保険制度の中核として重要な役割を担ってきた国民健康保険制度は、所得者や高齢者を多く抱えるなど構造的な問題を抱えており抜本的な改革が必要となっている。

また、東日本大震災、原子力災害の影響による国民健康保険税収入の減少や医療費が増加傾向にあることなどにより国保財政は危機的な状況に陥っている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 安定的かつ持続的な運営ができるよう国庫負担割合の引上げなど更なる財政基盤の拡充強化を図るとともに、将来的に医療保健制度の抜本的な改革を推進するよう、国に求めること。
- 2 国保税（保険料）率の県予定時期である令和11年度を見据え、財政運営の責任者としての主体性を発揮し、統一予定時期までの国民保険事業費納付金の年度毎の見込額や県全体の収支見通しを踏まえた統一税（料）率等を早急に示すとともに、自治体の国保財政の適正なシミュレーションに必要な研修の場を設定すること。
また、国民健康保険財政安定化基金を効果的に活用し、被保険者の国保税負担の緩和を図ること。
- 3 市町村国保事業に対する指導監督及び県調整交付金による財源調整機能を担う県において財政措置を講じること。
- 4 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額調整措置の廃止又は補填などの支援策を講じるよう国に求めること。
また、国の減額調整措置が廃止されるまでの間は、重度心身障がい者及びひとり親家庭等に対しても、補填などの支援策を講じること。
- 5 低所得者や高齢者などの国保税（保険料）軽減を拡充し、それに対する十分な財政補填を行うよう国に求めること。とりわけ、生活保護水準の世帯については、国保税（保険料）の応益割を現行の最大7割から、更に軽減を拡充するなどの措置を行うよう国に求めること。

- 6 子どもに係る均等割保険料軽減措置について、対象を「未就学児」に限定せず「18歳以下の子供」とし、軽減割合においても「5割」ではなく「全額」に拡大するとともに、更なる軽減分についての財政支援を講じるよう国に求めること。

また、国の減額措置が実施されるまでの間は、県において補填などの支援策を講じること。

- 7 国保加入者に占める65歳以上の高齢者の割合が4割を超えており、高齢化が進んでいるとともに、医療費を押し上げていることから、前期高齢者を国保制度から切り離し、後期高齢者医療保険制度に類する制度設計を行うよう国に求めること。

- 8 東日本大震災の影響を考慮し現行の国民健康保険調整交付金要綱に定める「保険者の責めによらない特別事情に対する支援」のうち、「その他特別な事情に対する支援」を来年度以降も継続するよう国に求めること。

- 9 令和8年度に導入される「子ども・子育て支援金」制度について、国費の拡充により負担の軽減を図るとともに、18歳以下の被保険者に係る支援金均等割額の軽減による減額分の補填については、その他被保険者への転嫁でなく国費により全額負担するよう国に求めること。

また、当該支援金の目的や使途、負担のあり方などについて、被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、制度を所管する国がその責任において国民への丁寧な周知説明を実施・継続するよう国に求めること。

福祉・介護人材の確保等の推進について

東日本大震災や原子力発電所事故の影響による福祉・介護職員の避難により、深刻な職員不足の状況が続いており、その育成・確保は喫緊の課題である。

また、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する場合、全ての利用者について、サービス等利用計画（障害者支援利用計画）を作成し、提出が求められているが、サービス等利用計画を作成する「相談支援専門員」は、一定年数以上の実務経験に加え、「相談支援従事者養成研修」の受講を条件としながら研修受講機会が極めて少ないことなどから、全国的にその数が不足している状況にある。

よって、次の事項について要望する。

記

1 福島県福祉・介護人材育成・確保支援事業について

- （１）「介護員養成研修事業」について、より多くの人材を育成・確保するため、受講者の自己負担が発生しないよう補助限度額を増額すること。
- （２）「被災地福祉・介護人材確保事業」の補助対象者の条件について、フルタイムの非正規雇用まで拡大されているが、事業所によっては、介護職員に限らず理学療法士や看護師、介護支援専門員等も必要な場合があることから、全ての職種に対象を拡大するとともに、「就職支援金交付事業」の支給額を増額すること。
- （３）令和３年度より廃止となった「新規採用職員住まい支援事業」について、引き続き人材の確保・育成が必要であることから、当該事業を復活もしくは代替事業を実施すること。

2 相馬地方の介護福祉士等の資格取得者の増加を図るため、県において相馬地方内での介護福祉士等の養成機関の設置について、継続して検討すること。

3 介護職員等の確保を図るための効果的な施策を実施するとともに、介護職員の離職防止策、定着促進策等の効果的な施策の推進のほか、より一層の報酬体系の見直しなど処遇改善の更なる拡充を講じるよう国に求めること。

4 医療的ケアが必要となる要介護者が増えることが予想されるため、相談支援専門員養成に必要な相談支援従事者養成研修、相談支援従事者現任研修、居宅介護職員初任者研修、同行援護従事者養成研修、たん吸引等に関する研修について、いずれも本県の広域性を考慮し、複数回また複数の市町村での開催等受講機会の拡大を図り、相談支援専門員を必要な人数確保すること。

- 5 指定特定相談支援事業者が増加するよう、事業者における相談支援の体制の充実に向けた障害福祉サービス（計画相談支援）の報酬体系の見直しについて国に求めること。

物価・人件費高騰による子育て・医療・福祉施設への 財政支援について

食材費・電気料・燃料費等物価や人件費が高騰し、子育て・医療・福祉施設等の経営に大きな打撃となっており、子育て・福祉施設等の運営や、医療提供体制にも影響が出ることが危惧される。

よって、これらの施設に対する財政支援を要望する。

養護老人ホームの大規模改修に係る補助制度の拡充及び 職員の処遇改善について

養護老人ホームについては、施設の老朽化に際し早急な改修が必要であり、県においては令和7年度より老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担（補助）金交付要綱を改正し、新たに大規模修繕に関する項目を設けて、施設の大規模修繕に要する費用に対し補助を行っている。

今回の改正において、対象から中核市が除外されたが、利用者を市民に限定しない広域型の特別養護老人ホームについて、令和7年5月1日時点で県内171か所のうち55か所が中核市に設置されている。

また、介護老人福祉施設等においては、介護職の人手不足や介護離職問題を背景に処遇改善等の措置が講じられてきたが、養護老人ホームは処遇改善措置の対象から外れており、養護老人ホーム職員と介護老人福祉施設等職員との間に賃金格差が発生し、養護老人ホーム職員の確保・定着率向上を困難にしている。

よって、県において養護老人ホームの大規模改修の補助対象に中核市を含むよう拡充するとともに、施設職員の配置基準の見直しや処遇改善加算の実施など施設運営の改善に効果的な施策の推進について国に求めるよう要望する。

認知症施策に対する支援強化について

高齢化の進行により、今後、さらに増加すると予想される認知症の人やその家族を支えるため、また、認知症の人が地域で安心して生活を送ることができる共生社会の構築を図るため、認知症施策に対する支援強化が必要である。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 介護サービス事業所に対する人材確保や育成に係る事業の充実及び予算の増額を図ること。
- 2 認知症伴走型支援事業については、国においても積極的な活用を呼びかけているところであるが、認知症高齢者グループホーム等の実施促進を図るため、補助額の大幅な増額及び市町村負担割合の縮減について国に求めること。
- 3 難聴と認知症の因果関係が究明され、補聴器の有効性が示された際には、加齢性難聴者等の軽・中等度難聴者の補聴器購入費用の補助制度を創設するよう国に求めること。

権利擁護における成年後見制度の推進及び財政支援について

高齢化が急速に進む中、認知機能の低下により意思決定支援が必要な人が増加することが想定される。

国の調査によると、２０２２年時点の認知症高齢者約４４３万人に対し、成年後見制度利用割合は約５．４％に留まっており、成年後見制度は十分に浸透しているとは言えない状況にある。

こうした中、市町村では、高齢者や事業者への啓発活動や相談窓口設置など多岐にわたる取組を行っているが、法人後見や市民後見に係る担い手育成に対する民間への助成制度は未整備であり、市町村が事業を行うには更なる負担が伴うことが懸念される。

また、制度利用時には専門的な知識や手続きに係る支援が必要となるため、中核機関や一次相談機関の相談件数増加による負担が想定される。

よって、制度の推進を加速させるため、県と市町村、関係機関が一体となる連携体制の強化を図るとともに、法人後見等への財政支援など県による積極的な財政支援を講じるよう要望する。

介護保険事業への支援について

介護保険制度について、要介護認定者やサービス利用者の増加とともに、介護保険給付費や介護保険料は増加の一途を辿っており、全国的にも大きな課題となっている。

介護保険制度は、高齢者福祉を支える大きな柱であり、今後ますます増加が見込まれる介護ニーズに対応するためには、当該制度を維持していくことが必要不可欠である。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 介護保険制度の安定的な運営のため、介護給付・予防給付の費用負担について、公費負担の割合を大きくするよう見直すとともに、国と地方の負担割合を見直し、国の負担割合を大きくするよう、国に求めること。
- 2 事業計画の見直し毎に介護保険料は増額の一途を辿っており、被保険者に対する負担は大きいため、低所得者に対する保険料の軽減措置について国に求めること。
- 3 「介護予防・日常生活支援総合事業」及び「包括的支援事業（地域包括支援センター運営費）及び任意事業」の上限額の設定方法について、保険者の負担とならない算出方法となるよう制度の改正を国に求めること。
- 4 任意事業家族介護支援事業における、おむつ券の給付は家族介護において有効な支援であることから、引き続き任意事業の位置づけとするよう、国に求めること。

介護サービス事業者の安定的・継続的な運営の確保について

介護サービス事業者は、物価や人件費高騰等の影響により経済的な負担が増大し、大変厳しい経営環境に置かれている。

国において、令和４年度に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金が創設され、令和５年度においては追加策等として予備費を活用した支援が行われ、令和６年度も物価高騰の影響を受けた事業者を支援するため重点支援助地方交付金が追加されたが、介護サービス事業者においては、光熱水費等のコスト削減に取り組む一方、利用者への転嫁による対応には限界がある。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 介護サービス事業者の安定的・継続的な運営の確保のため、緊急的な支援策を講じるよう国に求めるとともに、県においても必要な財政措置を講じること。
- 2 令和９年度に予定されている次の定期改定を待たずして臨時改定等の措置を速やかに講じるとともに、その際、保険者である市町村の事務及び財政負担とならないような措置とするよう、国に求めること。
- 3 物価や賃金の上昇に応じて適時適切に介護サービス等報酬をスライドさせる仕組みを導入するよう国に求めること。

官民一体となったバリアフリー推進施策に対する連携・協力について

障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が事業者の義務となったところである。

市町村においては、官民一体となったバリアフリーを実践するとともに、次世代へつなぐ取組を進めているところである。

よって、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、ハード・ソフト、心のバリアフリーを加速化するため、次の事項について要望する。

記

1 バリアフリーな街づくりについて

- (1) 市町村が実施する交通バリアフリーの推進のため、県道の段差解消や歩道への誘導表示設置を実施すること。
- (2) 民間施設・店舗等のバリアフリー化促進（多目的トイレの設置等）に向けた補助事業を創設すること。

2 市町村が実施するバリアフリー教育など心のバリアフリー事業に連携・協力すること。

障害者手帳のカード化について

障害者手帳のカード化については、平成３１年４月に「身体障害者福祉法施行規則」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」における障害者手帳の様式の規定が改正され、自治体の実情に応じて柔軟な対応が可能となった。

については、障害者手帳の発行主体である県において、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をカード化するとともに、形式を紙かカードから選択できるように対応するよう要望する。

地域生活支援事業費県補助金の予算確保について

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、国で定めた必須事業と、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態をとった市町村事業とで効果的・効率的に実施しているところであるが、地域生活支援事業に対する県の補助率は、要綱により費用の4分の1を補助することができるとされているが、実際には予算の範囲内での補助であり、県補助額は規定に及ばない額となっている。

法に基づく事業を実施するに当たり、不安定な補助金では適正な事業実施に支障が生じるとともに、市町村間でも格差が生まれる可能性がある。

よって、各市町村が確実に事業を実施し、障がい者への支援を円滑かつ効果的に図られるよう補助金制度を見直すなど、必要な予算を確保するよう要望する。

重度心身障がい者医療費助成の拡充について

重度障がい者支援事業費補助金交付制度において、身体障害者手帳所持者１級、２級、内部障害３級、療育手帳Ａ所持者及び療育手帳Ｂ所持者かつ身体障害者手帳保持者は、疾患の種別にかかわらず入院に係る医療費が助成対象となるが、精神障害者保健福祉手帳所持者（１級、２級＋身体障害者手帳保持者または療育手帳保持者、３級＋身体障害者手帳保持者または療育手帳保持者）の精神疾患による入院に係る医療費は助成対象外となっている。

よって、他の疾患と区別することなく、助成対象となるよう制度の拡充を図るよう要望する。

おもいやり駐車場利用制度の対象者拡大について

おもいやり駐車場利用制度については、歩行が困難な方々の駐車スペースを確保しやすくすることを目的とし、県民の理解とおもやりに基づいた制度であるが、その制度対象者について、特に「妊産婦」については、妊娠7か月から産後3か月までとなっている。

よって、少子化が社会問題となっている今般において、子育て家庭が安全・安心に子どもを産み・育てることができる環境づくりを図るため、次の事項について要望する。

記

- 1 現行の思いやり駐車場利用制度実施要綱を改正し、利用対象者のうち「妊産婦」について、産後1年6か月まで利用対象とすること。
- 2 当該制度における協力施設について、民間施設も含めた施設数の増加に努めること。

社会福祉施設等施設整備費補助金の予算確保について

社会福祉施設等施設整備費については、障がい者の入所施設からの退所や精神科病棟から退院等による地域生活への移行支援、並びに、高齢化や重度化した障がい者及び親亡き後の障がい者の地域生活の核となる、グループホーム等の地域で暮らす「住まいの場」、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の「日中活動の場」、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障がい児入所施設の小規模グループによる療育など、「発達障がいを含む障がい児支援の充実を図るための場」の整備を対象に補助するものであるが、近年、施設利用者の増加により、新たな施設の整備が急務となっている。

よって、真に緊急性・必要性の高い施設の早期整備を図るため、必要な予算を確保するよう要望する。

若年性認知症コーディネーターの複数配置について

65歳未満で発症する若年性認知症の人は、就労や生活費、子供の教育費等の経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なった複数介護等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていく必要がある。

国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、都道府県ごとに若年性認知症の人やその家族からの相談の窓口を設置し、そこに若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う「若年性認知症コーディネーター」を配置することにより、若年性認知症の人の視点に立った対策を進めることとしている。

よって、若年性認知症の方の自立支援に関わる関係者との連携などの調整役を担う「若年性認知症コーディネーター」を県内の保健福祉圏域ごとに配置するよう要望する。

発達障がい者支援センターの複数設置について

発達障がい者支援センターは、発達障がい者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健・医療・福祉・労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい者とその家族からの様々な相談に応じ、指導・助言を行うものとして、都道府県・政令指定都市において設置されており、県内においても郡山市に発達障がい者支援センターが設置されているところである。

平成２８年の発達障害者支援法の改正により、「ライフステージを通じた切れ目ない支援の実施」「家族を含めた、きめ細かな支援の実施」「地域の身近な場所で支援が受けられるよう支援体制を構築」などが規定され、地域実情を踏まえ、都道府県・政令指定都市において、発達障がい者支援センターの複数設置など適切な配慮に努めることとされたところである。

よって、発達障がい者やその家族等に対して、相談支援・発達支援・就労支援及び情報提供など発達障がい者支援の一層の充実を図るため、「発達障がい者支援センター」を県内の複数箇所に設置するよう要望する。

手話通訳者に係る頸肩腕障害健診について

聴覚障がい者の意思疎通手段のひとつである手話は、当事者団体や支援者の取組により、手話言語に関する県や市の条例化が県内でも進められ、首長の記者会見時にも手話通訳者が配置されるなど、認知が広がり始めている。

しかしながら、手話通訳者の職業病ともいえる頸肩腕障害については、関係者以外ではほとんど認知されていない。

さらに、これを専門で診察できる医師に関しては極めて少ない状況にあり、県外の医師に診察を依頼する場合もある。

また、言葉から外科的な身体症状の健診と捉えられがちであるが、ケースワーカーである手話通訳者のカウンセリングも含まれており、心療内科の要素も併せ持つ特徴がある。

県においても、条例に基づいた手話に関する意思疎通の施策を全県的に推進していくこととしていることから、手話の理解を広げる施策だけでなく、当該検診料の助成制度の創設、受診医療機関の充実に向けた医師会への働きかけ、障がいに関する啓発、市町村が実施する手話通訳者の育成等を行う地域生活支援事業補助金の十分な配分等、支援を持続させていく施策を充実させるよう要望する。

補助犬の食費・医療費等負担軽減について

視覚障がい者においては、その障がい特性から自立した生活を行い、社会参画のため、県の補助犬育成貸与事業を活用して、補助犬を利用している方がいる。

よって、補助犬利用者が、今後も安心して自立した生活を続けることができるよう、次の事項について要望する。

記

- 1 補助犬の食費や医療費等について、補助犬利用者の経済的負担軽減のため、補助制度を創設すること。
- 2 補助犬の交通機関への乗車拒否や入店拒否などの差別解消に向け、ポスターやマスコミ等を利用した啓発を市町村と連携して行うこと。

健康長寿達成のための取組に係る財政支援について

本県は、「第二次健康ふくしま２１計画」において「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を基本目標に掲げ、様々な事業に取り組んでいるところである。健康長寿の達成に向けては、県のみならず、県民、市町村や関係団体が連携し一丸となって健康づくり対策に取り組んでいかなければならない。

よって、市町村が先進的に実施する健康長寿の達成に向けての取組、健康づくり対策等への財政支援を要望する。

子どものむし歯対策事業の充実・強化について

県内の子どものむし歯有病率は、全国の子どものむし歯有病率と比較して依然として高く、子どものむし歯対策は喫緊の課題である。

歯科保健基本計画では、乳幼児期及び学齢期において、むし歯のない児の割合を増加させるため、う蝕予防に関する普及啓発、口腔環境を整えていくための生活指導の実施やフッ化物応用等のう蝕予防対策を推進していくとし、未就学児から小学校におけるフッ化物洗口の更なる普及啓発が必要であるとしている。

しかしながら、令和6年度より市町村フッ化物洗口事業費補助金が廃止され、新たに市町村におけるフッ化物洗口導入促進事業費補助金が創設され、これまで事業を実施しておらずかつポーショントタイプのフッ化物洗口剤を新たに活用する市町村は補助対象となるが、事業を継続して実施している市町村については、補助対象から除外された。

フッ化物洗口は、あらゆる子どもが虫歯予防の恩恵を平等に得られることができるとともに生涯を通じた歯と口腔の健康づくりにつながるものであり、また、歯の健康は全身の健康に影響を与えることから、子どもの健やかな成長にとって、幼児期から継続的にむし歯の予防に向けた取組が必要である。

よって、子どものむし歯対策事業について、継続してフッ化物洗口を実施している市町村も補助対象とするとともに、フッ化物洗口の導入及び継続に向けた支援を拡充するよう要望する。

住民の健康確保について

原子力発電所事故に伴う放射線による健康被害への不安に対し、引き続き住民に対するきめ細かな対策が求められている。

放射能の問題及び風評被害は、かつて経験したことのないものであり、これらの事態は、地域医療の要である医師の招へいにあたって新たな障害となっており、多くの医療従事者が県外に流出するなど、これら医療従事者の確保が急務となっている。

また、平成24年10月から18歳以下の県民の医療費が無料化されたが、子どもの年齢によって取扱いや要件、財源が異なることは事務管理が繁雑になるうえ、複雑化した制度は住民の混乱を招きかねない。

よって、次の事項について要望する。

記

1 放射線に対する住民の健康管理について

(1) 県民健康調査の結果に関して、追跡調査とフォローを確実に実施すること。

また、同調査の結果による住民の健康課題が見える化し、住民の心身の健康を回復・増進するための対策を講じること。

(2) 被災高齢者も含めた高齢者が住み慣れた地域や環境で安心して暮らしていけるよう、市町村が実施している見守り、相談支援、介護予防事業等の高齢者の健康づくり事業に対する人的支援及び財政支援を講じること。

(3) 外部被ばく検査に対する財政支援を継続するとともに、内部被ばく検査に対する財政措置を継続するよう国に求めること。

また、当該検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用や検査機器購入費用について継続的な財政措置を講じるよう国に求めること。

また、住民の不安やストレスに対するケアに係る経費について財政措置を講じるよう国に求めること。

2 地域医療の確保・充実について

(1) 原子力発電所事故後、不足する診療科を充足するための医師を確保すること。

(2) 医師確保計画においては、各地域の実情に応じた医師確保対策の一層の推進を図りつつ、地理的要素、診療科のニーズや地域の実情を十分に反映させるものとなるよう見直しを行うこと。

(3) 既存の医療機関においても産婦人科・小児科の医師不足により、閉院の危機に追い込まれている状況に至るところもあるため、医師派遣制度などの対策を講じること。

(4) 県平均を大きく下回る医師不足地域の診療所開設、地元の医師の確保及び医業承継のために、診療所の開業や承継を促すための補助制度を創設するなど柔軟な対策を講じること。

(５) 地域医療再生臨時特例交付金を活用した事業について

①医療機関に対する経済的な支援が必要であることから令和８年度以降も浜通り地方看護体制強化支援事業補助金を継続するとともに、診療所についても対象とすること。
また、当該補助金の継続の決定が年度途中であることから、事業効果を発揮するため早期に方針を決定すること。

②寄附講座設置支援事業について、大学医学部への寄附講座の設置に係る財政支援を継続するとともに、１医療機関に対する複数の寄附講座設置及び福島県立医科大学も対象とすること。

③公的病院への医師派遣事業の継続及び拡大を図るとともに、派遣医師の増員を図ること。

④休日・夜間の一次救急受入に係る財政支援を継続するとともに、夜間の一次救急について、医療機関の施設整備、診療体制拡充に伴う持続可能な運営及び医療人材・運営管理者の確保に係る支援を講じること。

(６) 救急医療機関における救急医療に対応できる専門的な医療従事者を充足・配置するとともに、二次救急病院の負担を軽減するための財政支援を講じること。

また、第８次医療計画における救急需要の増大と救急車の適正利用の課題解決のため、救急搬送における選定療養費の導入について検討すること。

(７) 透析医療を行う医師、看護師、臨床工学技士等の確保が困難な医療機関へ必要な人員を配置するため、人的支援や財政支援を講じる制度を創設すること。

(８) コメディカル（医師・歯科医師以外の医療関係者）の人材確保・定着のため、医科・歯科の診療所及び看護師以外の歯科衛生士、歯科技工士を含む医科・歯科の医療機関に勤務する全てのコメディカルを対象とした、看護師確保・定着のため県が創設した「看護職員ふるさと就職促進等補助金制度」と同様の補助制度を創設すること。

また、薬剤師等の看護師以外のコメディカルについて、募集しても応募がないことから、病院・診療所への紹介や勤務に至るまでの斡旋等、広域的な取組により安定的に人員を確保・配置できる事業を創設すること。

(９) 相双地域の医療機関において看護の質を向上させるため、相双地域の医療機関を含む外部の医療機関から専門看護人材を在籍出向で受入れ技術指導等を受ける場合に必要経費に対し、財政支援を講じること。

また、地域に定着する看護師を直接確保し、医療機関に配置するための事業を創設すること。

また、市で独自に実施している看護師修学資金貸与制度に対し、財政支援を講じること。

(10) 薬局薬剤師と比べ病院薬剤師が不足していることから、山形県の「病院薬剤師奨学金返還支援事業」にならい、県として病院薬剤師に限定した奨学金の返還を支援する事業を創設すること。

3 18歳以下の県民医療費無料化に係る財政支援について

- (1) 現行の乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱を廃止し、制度の一本化を図り、小学校1年生から3年生も含めた、0歳から18歳までの医療費全額の補助金を交付するとともに、現行制度において補助対象外とされている審査支払手数料についても補助対象とすること。
- (2) 当該制度が持続して運用できるよう継続的な財源確保を図ること。

水道事業に対する財政支援について

水道は、災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであり、保健衛生施設等についても、疾病の予防・治療等の拠点となる重要な施設であることから、地域住民の社会生活基盤として、災害時においても機能を維持する必要がある。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 高度浄水処理や耐震化対策のため実施している浄水場改築事業に対する交付金事業及び国庫補助事業について、長寿命化に向けた改修工事等の補助対象の拡充を国に求めるとともに、県費の嵩上げ支援を講じること。
- 2 水質悪化に伴う臭気や藍藻類の発生により、原水のろ過が困難になりつつあり、活性炭や特殊凝集剤など薬剤の処理をはじめ、高度浄水に関する設備の改良が必要であることから、薬剤及び設備改良に係る経費に対する新たな補助制度を創設すること。
また、上水道の水源である県管理ダムの水質改善対策を講じること。
- 3 水道管路の再構築としての老朽管を早期に更新し、合わせて耐震化が図られるよう生活基盤施設耐震化等交付金（水道施設耐震化事業）の拡充並びに補助率及び採択基準要件の改善を図るよう国に求めること。
- 4 水道管路耐震化等推進事業の老朽管更新事業における採択基準について、管路全体の9割以上を占める基幹管路以外の管路施設についても交付金対象とするよう要件を緩和するよう国に求めること。
- 5 鉛製給水管の早期全廃を図るため、鉛製給水管布設替えに対する新たな補助制度を創設するよう国に求めること。
- 6 AIやIoTなどのデジタル技術を活用し、山間部や豪雪地帯などの特殊な地理的条件や技術者不足にも対応できる水道施設の新たな維持管理体制の構築のため、先進的技術を活用した設備の導入等に対する交付金制度の要件を緩和するとともに、水道事業体の提案要望による実証事業を含めたフレキシブルな交付金制度を創設するよう国に求めること。

また、水道事業におけるデジタル人材育成のための人材育成制度を創設すること。

- 7 国の要請に基づき令和５年３月に策定された「福島県水道広域化推進プラン」においては、本県の地理的要因等を考慮し、比較的取り組みやすいソフト連携等から実現を目指すといった方向性が示されていることから、ソフト連携のみであっても交付金の対象とするよう要件の緩和について国に求めること。
- 8 水道施設の更新や耐震化、機能強化等に対する現行の交付金制度の継続、さらに水道事業の基盤強化対策に対する交付金制度が創設、拡充がされるよう国に求めること。

保育施設整備及び保育士確保に係る支援について

保育施設については、子ども・子育て支援新制度の施行や核家族化、共働き世代の増加等の理由により、特に0～2歳児を中心に保育需要が高まっており、また、多くの施設が建設から30～40年を経過し、建替えや大規模改修が必要な状況となっている。

また、県においては、潜在保育士の掘り起こしに向け、県内の保育士登録者を対象としたアンケート調査の実施や、保育士養成校の学生や潜在保育士を対象にした保育士就職フェアの開催、保育士養成校入学時に必要となる入学準備金等に係る貸付制度など、各種取組が進められているが、依然として保育士の確保が喫緊の課題となっている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 公立保育所施設整備に関する財政措置を講じること。
- 2 保育所運営費の保育単価の引上げなど、事業者への財政支援を充実させること。
- 3 県内における保育人材の定着に繋げるため、地方の保育施設等においても活発な人材交流や多様なキャリアアップが図られるよう、県内の施設間における実地派遣研修や人材交流を積極的に実施できる仕組みを構築すること。
また、保育士の給与格差是正につなげるため、県内自治体と大都市圏との公定価格の差額について財政支援を講じること。
また、保育士の更なる処遇改善を実施するよう国に求めること。
- 4 保育士養成校からの新卒者の県外流出を防ぐため、保育士確保に向けた効果的な対策を実施すること。
また、指定保育士養成校の学生に対する修学資金貸付事業について、市外・県外から入学する学生への貸付額を増加するなど更なる拡充を図ること。
- 5 潜在保育士等に対し、保育施設へ就労した際の就職準備金貸付事業の継続と拡充を実施するとともに、保育士・保育所支援センター等との連携強化や実態調査により潜在保育士の把握に努め、市町村と情報を共有すること。

放課後児童健全育成事業の充実について

核家族化や共働き世帯の増加により放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、クラブの果たす役割がますます重要になっている。

クラブを利用したいが経済的に困難な場合があり、利用している低所得世帯やひとり親世帯に対する負担軽減策が必要であるが、幼児教育・保育の無償化により、クラブの負担軽減措置や制度がないため経済的負担が大きくなっている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 放課後児童クラブを利用する低所得世帯等を対象に利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設するよう国に求めるとともに、県においても財政支援を講じること。
- 2 子ども・子育て支援整備交付金について、学校施設への放課後児童クラブ整備に伴い生じる特別教室の移設費用等についても補助対象とするよう国に求めること。
- 3 放課後児童クラブ支援事業における賃借料補助については、補助対象が平成27年度以降に新たに実施する場合等と限定されているため、実施団体間の公平性が保てるよう補助制度の見直しについて国に求めるとともに、県においても財政支援を講じること。
- 4 障害児受入推進事業における専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置する費用に係る補助額について、安定した職員の雇用のため、既存の補助額の引上げが行われるよう補助額の見直しについて国に求めるとともに、県においても財政支援を講じること。
- 5 放課後児童クラブの質の維持及び向上を図る上でも、若年層の支援員等が長年にわたり安心して就業できるよう根本的な賃金改善の措置を講じる必要があることから、自治体が単独で賃金改善の措置を講じることが財源的に厳しい状況であることを踏まえ、財政支援を講じること。

子育て支援員の研修実施について

子育て支援員は、今後も保育士等が不足している中において、その需要が見込まれる人材であることや、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等においても、各現場における保育の質の向上の観点から研修を受けた職員の配置が望ましく、引き続き受講希望者の利便性を最大限に考慮しながら研修を実施していく必要がある。

さらに、今後は一定の子育て支援員が確保されていく中、研修を修了し、各現場で業務に従事している当該支援員に対する、国の要綱に基づく現任者研修やフォローアップ研修を実施し、県内全体の子育て支援員のレベルアップを図り、質の維持・向上につなげるべきである。

よって、引き続き支援員の養成に努めるとともに、その質の維持・向上を図るため、県主催の支援員研修において、現任者研修・フォローアップ研修も組み込むよう、予算の確保について要望する。

屋内遊び場の整備及び管理・運営に係る財政措置について

子どもの健全な発育には、発達段階に応じて必要な遊びや運動を必要な時期に行うことが不可欠であり、子どもたちが安全・安心に活動できる場の更なる拡充や施設の安定的な運営が必要である。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業を継続するとともに、施設修繕に係る費用についても対象とすること。
また、補助率3分の2を全額補助とすること。
- 2 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の対象外となっている施設の運営に要する経費についても財政措置を講じること。

ヤングケアラー実態把握調査等の実施について

ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として定められている。

一方、ヤングケアラーは家庭内の問題であることや本人や家族に自覚がないことから、支援が必要でも問題が表面化しにくい構造となっている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 ヤングケアラーの具体的な支援につなげるため、任意の記名式アンケート等により実態を把握するための調査を実施すること。
- 2 関係機関等を対象とし、ヤングケアラーの懸念、早期把握のための着眼点、把握後のつなぎ、対応時の配慮事項等、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等を実施すること。

障がい児保育に係る補助金について

保育所、認定子ども園における障がいのある子どもの受入数は年々増加しており、保育所等における支援の一層の充実が必要となっている。

保育所等において受け入れている障がいのある子どもの数に加え、障がい児保育を担当する職員等も、障がい児2名に対し1名の配置を標準としつつ障がいのある子どもの状況に応じて適切に職員を配置している状況となっている。

県においては、私立幼稚園等心身障がい児教育費補助金を交付することで、私立幼稚園及び幼保連携型認定子ども園等に対する障がい児の就園の機会を拡大、心身障がい児教育の充実及び振興に寄与しているが、補助対象となる子ども及び園が制度上限られていたり、補助単価が低く、適切な体制の構築が課題となっている。

よって、私立保育所等に就園する障がいのある子どもたちが、適切な教育・保育が受けられるよう、制度を拡充するとともに、補助単価を引き上げるよう要望する。

医療的ケア児に対する支援について

医療的ケア児は、恒常的に専門的な医療行為が必要であり、またその状態や対応方法が一人一人大きく異なるため、より専門的な知識と技術を持った障害福祉サービス事業所が必要になるが、対応できる事業所が極めて少なく都市部以外の自治体では利用できるサービスが限定的である。

よって、家族の病気や冠婚葬祭などで一時的に医療的ケア児を預けたい場合に利用できる設備と体制が整ったサービス事業所の開設に係る財政支援及び保護者の移送等に対する支援制度を創設するよう要望する。

ひとり親家庭医療費助成に係る財政支援について

ひとり親家庭に対する支援の一つである医療費助成制度は、現在、ほとんどの市町村で、受診時に医療費を一旦支払い、その後に助成を行う償還払いの方式をとっている。

そのため、受診した医療費の支払いができない、医療費の支払いを不安に受診を控えているなどの相談が寄せられている。

現行のひとり親家庭医療費助成事業補助制度は、支払った医療費から1世帯同一受診月あたり1,000円を除いた額が助成対象となっているため、事務が複雑化するだけでなく、医療機関等にも大きな負担増となっている。

よって、ひとり親家庭の自立を促進し、安心して子育てができる環境整備に寄与するためにも、ひとり親家庭医療費助成事業補助金の1登録世帯同一受診月1,000円控除を廃止するよう要望する。

婦人保護事業への財政支援について

自治体においては、DV防止に係る支援施策として、女性相談員による相談体制の確保に努めるほか、DV被害で一時保護を要する世帯等が発生した場合の緊急対策として、県施設「女性のための相談支援センター」への移送又は一時避難場所を確保しているが、県施設への入所はあくまで一時的なものであり、退所後の住居確保や就労相談、必要な手続きの補助など、被害者の自立に向けた継続的な支援を行うためには、民間支援団体の協力が不可欠な状況にある。

また、国においては、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されている。

よって、DV被害者の保護の推進及び支援強化を図るため、次の事項について要望する。

記

- 1 DV被害者の保護の推進を図るため、民間団体や市町村が行う緊急一時避難支援事業に係る支援策を講じること。
- 2 DV被害者の支援及び相談体制の強化を図るため、経験豊富な相談員を現役女性相談員へのアドバイザーとして活用するほか、今後の人材育成支援に積極的に取り組むこと。

物価高騰等に伴う事業者への支援について

物価高騰等の影響により、住民の消費意欲が落ち込み、地域経済に影響が生じている。

物価高騰は個々の事業者の努力だけでは解決できない構造的な問題であり、地域経済全体の底支えのためには、これまで以上に機動的かつ実効性のある支援が求められている。よって、次の事項について要望する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者は厳しい経営環境が続いていることから、今後もエネルギー・原材料等の価格の推移を注視しながら、長期的に柔軟かつ機動的な支援を講じること。
- 2 プレミアム付商品券など地域の消費を喚起する事業に取り組むための予算を確保すること。
- 3 市町村が独自に取り組む経済対策に柔軟に対応できるよう財政支援を行うこと。
また、県単独費での対応が難しい場合は国に求めること。

奨学金返還支援事業対象者の拡充について

浜通り地方における情報処理技能者養成施設であるコンピュータ・カレッジは、平成23年4月に独立行政法人雇用・能力開発機構から運営を引き継ぎ、地域の雇用開発の促進と、高度情報処理社会に対応した情報処理技能者の養成・輩出により、地域産業の振興に大きく寄与している。

県において、地域経済を牽引する成長産業（エネルギー、医療、ロボット、輸送用機械関連産業など）への就職を希望する大学生等に対し、一定の要件の下、奨学金返還のための補助金を交付しているが、対象者は、独立行政法人日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金の貸与を受けているもの（大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校に在学する学生・生徒）等とされており、学校教育法によらない職業訓練校であるコンピュータ・カレッジの学生は、奨学金返還支援対象外となっている。

よって、当該補助金が、将来を担う産業人材確保のための支援制度であることから、職業訓練校が独自に設ける奨学金の貸与を受けている学生についても、返還支援の対象となるよう制度の拡充について要望する。

雇用対策の推進について

東日本大震災や原子力発電所事故の影響により地域内の様々な業種での事業活動が大きな打撃を受け、多くの事業所の操業再開が遅延、見通しがつかない状況にあり、さらに物価高騰等の影響もあり、多数の失業者が発生するなど雇用情勢が非常に厳しい状況にあることから、次の事項について要望する。

記

- 1 各市町村の雇用情勢を把握し地域の実情に即した実効性のある就業支援及び雇用支援について、市町村と連携して実施すること。
- 2 物価高騰等の影響により失業した労働者の雇用を確保するため、緊急雇用創出事業を創設すること。
- 3 ふくしま産業復興雇用支援助成金について、依然、人手不足は解消されておらず、物価高騰等の影響も踏まえ、国等の産業支援を受けていない事業者を支援の対象とするなど、対象となる事業者や求職者について要件を緩和すること。
- 4 求人・求職のマッチングの強化や職業訓練の充実、労働環境の改善等を促進するとともに、高校生への就職支援及びU I Jターンの促進に向けた各種取組に継続して積極的に取り組むこと。
- 5 求人業種と求職者のミスマッチを低減させるためにも、「ふくしま生活・就職応援センター事業」等の更なる効果的運用と実効性ある支援策を講じるとともに、広く情報発信を行い事業周知を図ること。
- 6 県外における就職ガイダンスなどの活動を市町村と連携しながら実施するなど地方への新たな人の流れを生み出すための取組を行うこと。
- 7 福島イノベーション・コースト構想により集積した県内企業の魅力発信などによる若年層の県外流出に歯止めをかける取組など、新たな雇用機会創出のための事業を創設すること。

中小企業に対する支援について

東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により地域内の様々な事業活動が大打撃を受け、多くの事業所の操業再開が遅延するなど、非常に厳しい状況にある。

また、風評被害もあいまって、商工業、観光サービス業は多大な影響を被っている。

さらに、物価高騰等の影響や後継者不足により、各事業所は更に厳しい状況に置かれている。

このため、国・県においては中小・零細企業等への支援策として様々な補助制度の創設、震災に伴う特別資金での支援など各般の施策を講じているが、事業再開を躊躇している事業者が多くあることから、次の事項について要望する。

記

- 1 東日本大震災による地震・津波等で被災した中小企業者及び震災や原発事故により影響を受けた中小企業者を支援するために設けられたふくしま復興特別資金制度を継続すること。
- 2 原子力被災事業者事業再開等支援補助金及び中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の十分な財源を確保すること。
- 3 物価高騰等で影響を受けた事業所について、広範な支援策を継続して実施すること。
- 4 中小企業が取り組む新商品開発等に対する市場調査や開発費用等に対する支援制度を創設すること。
- 5 地域に必要な事業の承継を支援するため、地域事業者の魅力を効果的に発信できるよう民間の企業名開示型の事業承継サービスを活用した事業や事業者への機運醸成を図る目的で実施するセミナー等の事業に対し、財政支援を講じること。

企業誘致及び工業団地整備に係る支援について

原子力災害により被災地における地域経済は、風評被害も含めたあらゆる分野において厳しい状況が続いている。

また、県内からの若者の人口流出が大きな問題となっている。

このような中、地域経済の活性化と安定した雇用の創出を図るため、新たな企業誘致を推進するとともに、受け皿となる拠点の整備が急務であることから、次の事項について要望する。

記

- 1 ふくしま産業活性化企業立地促進補助金を継続するとともに、補助率の拡充を図ること。
- 2 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金と同等の補助制度を新規に創設するよう国に求めること。
また、産業集積拠点を結ぶインフラ整備の費用を助成対象とするよう国に求めること。
- 3 企業誘致を推進し、県の地域経済の活性化を図るため、企業動向を考慮するとすぐにも工場建設、操業開始したいという企業側のニーズが高いことから、工業の森・新白河Ａ－２工区について、レディーメイド方式により早期に造成すること。
- 4 いわき四倉中核工業団地について
 - (１) 団地内を縦貫する幹線道路について、県が主体的に自治体と協働で整備手法等について検討すること。
また、当該幹線道路や周辺インフラの整備について、負担軽減に係る様々な方策について検討するとともに、財政措置を講じるよう国に求めること。
 - (２) 仮設事業所用地への誘致活動を積極的に進めるため、土地所有者である県が、双葉郡の関係町村との連携を密に図りながら、入居事業者の早期自立再建に向け、移転・帰還の財政支援策の見直しを講じるなど主体的に取り組むこと。
 - (３) 長期にわたる原子力災害の影響により、未だ分譲が進まないことから、Ｆ－ＲＥＩの研究開発やその成果を社会実装し福島復興に繋げるための中核となる企業を誘致するなど、Ｆ－ＲＥＩと連携した復興の推進について国に求めること。
- 5 市町村工業団地開発支援事業補助制度について、工業団地造成事業において最も費用が嵩む造成工事費を補助対象とするなど支援を講じること。

- 6 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金と同等の新たな補助金を創設するとともに、工業団地整備に係る費用についても助成対象とするよう国に求めること。

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進について

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想については、廃炉に向けた最先端の研究を確実に進めるとともに、国内外の産学連携と関連産業等の集積を促進するものである。

当該構想の具現化は、原子力災害で被災した地域の復興・再生のエンジンとなる。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 当該構想に伴い創設された地域復興実用化開発等促進事業費補助金について、大企業が組織的に実施することで研究可能な事業もあることから、大企業の補助率3分の1を中小企業と同じ3分の2に引き上げるよう国と調整すること。
- 2 当該構想の重点分野産業の裾野を広げ、浜通り地域にロボット関連産業を集積させるため、企業の技術革新を促す地域復興実用化開発等促進事業費補助金が活用できるよう、十分な予算の確保及び事業期間の延長を図ること。
- 3 当該構想の推進を支える人材の確保・育成対策として、高等教育機関の設置や職業能力開発の充実を図ること。
また、県立テクノアカデミー浜について、「職業能力開発大学校」に昇格させ、県内の職業能力開発施設の拠点校と位置付けるとともに、土木技師や廃炉に資する人材を育成する学科を創設すること。
- 4 福島新エネ社会構想の取組との相乗効果を見据え、県内全域を対象とした風力関連産業マッチングサポート機能の充実・強化のため、風力発電所や関連施設が立地することにより地元企業が受注可能となる業務、業種、受注条件や業務量などの調査・分析を実施すること。
また、再生可能エネルギー先駆けの地として国内のモデルとなることを意識し、風力発電産業と地域企業をつなぐビジネスマッチングサポート機能のあり方、地元企業や団体等と連携できる体制などを検討すること。
また、イノベーション・コースト構想の重点分野は、いずれも市場規模が大きい反面、地域企業にとっての参入障壁が高く、地域に新たな産業基盤を構築するためには、廃炉分野と同等の支援が必要との認識に立ち、廃炉マッチングサポート事務局の好事例を踏まえ、同様の機能、仕組みの構築を図ること。

中心市街地や商店街の活性化に対する各種事業への財政支援について

経済状況の低迷、物価高騰等の影響により、街なかにおける空き店舗の増加傾向は著しくなっており、中心市街地や商店街は空洞化の一途を辿っている状況である。

よって、地域振興に大きな役割を果たしてきた中心市街地や商店街活性化を図るため、活力ある商店街支援事業について、道路に面していない店舗や6か月未満の空き店舗を補助対象とするほか、店舗の階層や業種、営業時間など要件緩和により活用しやすい制度とすること。

I C T 人材の育成について

浜通り地方における情報処理技能者養成施設であるいわきコンピュータ・カレッジは、平成23年4月に独立行政法人雇用・能力開発機構から運営を引き継ぎ、地域の雇用開発の促進と、高度情報処理社会に対応した情報処理技術者の養成・輩出により、地域産業の振興に大きく寄与している。

また、令和5年5月に公立大学法人会津大学といわき市が締結した産業振興に関する基本協定のなかでも、いわきコンピュータ・カレッジと連携することが位置付けられている。

このような中、令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「賃上げを起点とした成長型経済の実現」に向けリ・スキリングの強化が掲げられ、特に、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリングや、就職氷河期世代、地方在住の女性向けのリ・スキリングに対する支援など、ニーズに応じた「人材への投資」は、今後益々重要視されるものと考えられる。

また、「地方創生2.0基本構想」において、「新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用」が掲げられており、労働市場におけるデジタル人材の育成を進めるため、地方での職業訓練や能力開発におけるデジタル分野の重点化が必要とされている。

よって、デジタル人材の育成に関する事業を展開する場合には、いわきコンピュータ・カレッジの施設・人材を積極的に活用するよう要望する。

積極的な観光施策の展開について

原子力発電所事故により本県のイメージが低下し、また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、定住人口や交流人口が減少傾向にあり、観光産業等に大きな打撃を受けている。

よって、福島県の現状を伝え、福島県が安心であることを周知するとともに、次の事項について要望する。

記

- 1 2026年にふくしまＤＣを控えている中、地域独自の観光コンテンツの開発や観光施設のハード整備等の観光誘客に係る費用について、現行の措置に加え更なる財政措置や助言等市町村の裁量が十分に反映された支援措置を講じること。

また、本県への切れ目ない誘客につなげるため、県大型キャンペーンの実施、首都圏での観光ＰＲ・物産展の開催など、県と地域が一丸となった取組強化を図ること。

また、プレＤＣにおいて各方部協議会や観光事業者が活用した方部協議会ＤＣ補助金及び観光関連事業者等誘客促進支援事業補助金について、補助対象期間が令和７年度内に限られていることから、令和８年度取組に対する継続的な財政支援を講じること。

- 2 風評を払拭するためには、多くの方々に現地に足を運んでもらい安全性を実感していただくとともに、それらの様子がマスコミ等で報道されることが最も効果的であることから、広報・ＰＲ等情報発信に対する支援、国内外からの観光誘客に係る支援、ＭＩＣＥ等の開催・誘致・施設新設等施策への支援、海資源を活用した大会誘致、市町村や民間団体による海資源を活用した大会開催に対する支援など、交流人口拡大に向けた幅広い施策に積極的に取り組むこと。

また、原子力災害やＡＬＰＳ処理水の処分による風評を払拭するためには、東京電力福島第一原子力発電所の現状を多くの方々に知ってもらうことが極めて重要であることから、福島第一原子力発電所の視察を行程に含むホープツーリズムを促進すること。

また、「ＡＬＰＳ処理水の処分に関する基本方針」は観光業に更なる風評被害をもたらすおそれが強いことから、県内市町村の先頭に立って、風評被害対策に必要な手厚い措置を講じるよう国及び東京電力に求めること。

- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の更なる回復を図るため、ポストコロナにおける宿泊支援対策事業を継続すること。

また、ポストコロナにおける観光地・観光産業の再生に向け、ターゲット国への積極的なプロモーションや福島インバウンド誘客周遊促進事業補助金の継続など外国人誘客施策及びインバウンド施策の充実を図ること。

また、インバウンドの地方誘客の更なる促進に向け、各地域の観光資源を有効に活用するにあたり、主に浜通りで展開されているブルーツーリズム等に加え、中通りや会津地方にも新たなツーリズム事業を展開し、県内全域を周遊できるような事業の構築を図ること。

- 4 首都圏からアクセスも良く、登山、自然探勝など幅広い楽しみ方ができる浄土平周辺について、コロナ禍を契機にアウトドア活動の人气が高まり、来訪者や登山客が増加傾向にあり、また、全国的にインバウンドが増加し、外国人登山客の増加も見込まれることから、観光振興、地域の活性化の観点から、国立公園内を含む県管理の登山道等の刈払い実施や木道整備のほか、案内の多言語化等適正な管理及び積極的で一体的な整備を図るとともに、春先の雪の回廊は人气が高く、多くの観光客が訪れることから、花見山等春の観光シーズンと連動した観光誘客の推進を図るため、磐梯吾妻スカイラインについて、4月上旬の早期開通を行うこと。

また、自治体が行う観光地のハード整備経費について、財政措置を講じること。

- 5 将来のリピーターとなり得る教育旅行の回復に向けて、県が先導的役割を担い、県外の教育委員会や学校などの教育機関、旅行代理店など関係機関に対して継続して積極的な教育旅行の誘致をすること。

また、教育旅行の交通費支援策についても継続して取り組むこと。

- 6 DMO（Destination Management／Marketing Organization 観光地域づくりの舵取り役を担う法人）形成促進を含めた観光施策の人的支援など各種観光施策等に要する費用について財政措置を講じるとともに、県内の登録DMO及び候補DMOが実施するマーケティングや戦略立案等に係る事業に対し、継続して人的・財政的支援を行うこと。

コンベンション・エキスカーション補助金の拡充について

MICEの開催は、開催地域への経済効果や観光振興のほか、ビジネスチャンスやイノベーションの創出を促すなど、様々な波及効果が期待できる。

県はコンベンション・エキスカーション補助金により、県内でコンベンションを開催する場合、主催者に対し、延べ宿泊者数に応じて補助金を交付している。

よって、県内全域でより多くのMICEが開催されるよう、開催地選定にあたり決め手となる当該補助金について、浜通り以外での開催に対しても延べ宿泊者数の下限を引き下げ、更には先進県と同等の補助上限額へ引き上げるとともに、通年で主催者に対し補助金を交付するための十分な予算措置を講じるよう要望する。

県産農林畜水産物の安全・安心確保及び風評被害対策について

県産農林畜水産物全体に対する風評が払拭されておらず、販売面において様々な障害が生じている中、生産段階におけるきめ細やかなモニタリングによる安全性の確認と風評被害対策が最重要課題となっている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 漁協が実施する水産物の検査について、検査に係る機器や人員の配備など、検査体制の整備に対して状況に応じた支援をすること。
- 2 自治体独自の自主検査についても、人件費や物件費等の財源を確保すること。
- 3 国内外への正確な情報提供や県内産品の販路拡大などの風評被害対策事業の強化及び各種PR販売事業に対し、令和8年度においても、財政措置を講じるとともに、長期的な財政措置を講じること。
- 4 生産者団体や任意団体等が自主的に行う風評被害払拭に向けた販売促進事業等に対して支援策を講じること。
また、地産地消を目的に直売センター等でイベント等を行うことに対する支援策を講じること。
- 5 「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業について、対象事業の拡大や上限額の引上げなど一層の充実を図り風評対策事業を推進できるよう十分な予算を確保し、継続すること。
- 6 第三者認証GAP取得の推進や消費者向け研修会に対する支援措置を講じること。

農業生産資材等の高騰に対する生産者への支援について

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇等により農業生産資材費の価格が上昇し続ける中、国においては、価格上昇が著しい原油をはじめ、化学肥料や配合飼料について価格高騰対策を講じているものの、農業生産資材費の価格上昇分を補うことは難しく、農畜産物の販売価格への転嫁も進んでいない状況も重なり、農業経営の継続の厳しさと不安が増している。

よって、県内の農畜産を守るため、次の事項について要望する。

記

- 1 農業用資材等の高騰で影響を受けているあらゆる農業経営体等を支援できる事業を創設するとともに、必要な財源を確保するなど迅速かつ柔軟に対策を講じること。

また、農業者が安心して経営を継続できるセーフティネットや影響緩和対策を国に求めること。

- 2 農業生産資材の高騰を考慮し、再生産可能な所得が確保できる適正な価格形成に向けた取組を実施すること。

また、農業生産資材の高騰により生産コストが上昇しているにも関わらず、販売単価は上昇していないことから、農業者の負担軽減のため、県独自の農業生産資材高騰対策を講じること。

- 3 国の肥料価格高騰対策事業に加え、県独自の肥料高騰対策の充実強化を図ること。

- 4 畜産用飼料について、前年の価格を基準とする国の配合飼料価格安定制度では価格が高止まりしている場合の補填は難しく、輸入粗飼料等についてもセーフティネット制度が未整備であることから、県独自の飼料高騰対策の充実強化を図ること。

スマート農業推進に向けた支援について

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大など大変厳しい状況であり、これらの対策として、労働者の省力化を図りながら、安定的な生産量を確保することが期待できるＩＣＴを活用したスマート農業の普及が必要と考えられる。

よって、担い手不足の解消や他業種からの農業参入を推進するため、スマート農業技術の実証及び普及並びに多額の費用負担が必要となる、機材の導入費用に対する補助の拡充などハード面、及びデータ駆動型農業の実践・展開の支援や農業総合センター等が保有するデータ活用基盤の強化などＩＣＴの開発・普及に係るソフト面への支援の充実並びにスマート農業教育の推進について、国に求めるよう要望する。

中山間地農業の振興支援について

中山間地域等の農用地は、その多くが傾斜地であることから、耕作放棄地が増加しているため、中山間地域等で農用地の耕作・維持管理など農業生産活動等に対する支援は農用地の保全及び多面的機能の確保を図るための有効な施策である。

よって、中山間地域等直接支払交付金に係る必要な予算の確保について、国に求めるよう要望する。

営農再開に係る支援について

原子力発電所事故の影響により、農産物生産の中止を余儀なくされた農地については、営農再開支援事業を活用し、震災以降増加しているイノシシなど鳥獣被害の対策や保全管理、管理耕作等の取組のほか、営農再開に向けた様々な取組を行ってきたところである。

しかしながら、地域によっては、基盤整備事業の完了まで１０年近くかかることや、担い手の高齢化や帰還が十分でない状況にあるなど、営農再開の拡大に向けては、地域外からの新規就農者や参入者を呼び込むなどの取組が必要となっている。

よって、営農再開支援事業について、令和８年度も縮小せず実施し、第３期復興・創生期間についても継続するとともに、十分な財源を確保するよう要望する。

また、浜通り地域全体における農業人材の供給のため、令和６年に南相馬市に開設された「みらい農業学校」の運営等に対する財政支援を講じるよう要望する。

農作物等の盗難防止に係る支援について

近年、全国的に農作物等の盗難が毎年発生している状況となっている。

それぞれの農作物の収穫時期前に合わせ、自治体、警察、ＪＡ等が連携し、防犯パトロールを行ったり、啓発ポスターを作成し農家に配布する等の盗難対策を行っているが、それでも毎年盗難が発生している深刻な状況となっている。

農家においては、監視カメラや防犯カメラ等高額な盗難防止用資材を自費で購入しなくてはならず、大きな負担となっている。

よって、農家の費用負担の軽減を図るため、農作物の盗難防止対策について、農作物等盗難防止用資機材の購入及び設置に係る費用に対する財政支援を講じるよう要望する。

就農者育成総合対策予算の確保について

農業従事者が減少する中、持続可能な農業を実現するには、次世代を担う農業者の確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。

よって、新規就農者の一層の呼び込みと定着を図るため、新規就農者育成総合対策のうち、新たな農業開始に向けた経営開始資金や就農後の機械・施設等の導入を助成する経営発展支援事業において、補助事業による支援を次年度以降も継続するとともに、十分な予算措置を講じるよう要望する。

また、農業経営開始直後の新規就農者においては、生産基盤の確保が重要であることから、当該事業において、必要とする申請者が全員採択となるよう、十分な財政措置を講じるよう要望する。

農業の経営継承に対する支援について

農林業センサスによると県内の農家の約７０％は後継者が不在となっており、農業従事者の高齢化に伴い、自身の農業経営について、第三者を含めた他者への継承を希望する担い手等が増加傾向にある。

農業の経営継承については、農地や機械・施設だけでなく、技術やノウハウ・人脈なども次世代に引き継ぐことができ、遊休農地の発生抑制や地域農業の維持・活性化が期待できる。

このような中、県は農業経営・就農支援センターにおいて、ふくしま農業の経営継承ハンドブックやポータルサイト「ふくのう」での意識啓発、経営継承に係る相談対応や現経営者と継承希望者とのマッチング支援などに取り組んでいるところであり、今後も高齢化の更なる進展により農業経営の継承を希望する担い手等の増加が予想され、更なる支援の充実を図る必要がある。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 経営継承の相談・支援に対応するため、各農林事務所に専門知識を有する職員を配置し、市町村との連携を強化すること。
- 2 継承前における栽培技術や経営能力の習得支援、継承時の機械・施設等の更新や導入に対する支援など、継承時点ごとの課題に応じた新たな支援策を講じること。

担い手の法人化に対する支援について

近年、県内の大規模な担い手においては、法人化する事例が増加している。

法人経営では、経営、会計、税務、社会保険や年金など様々な知識が求められ、個人経営とは違った複雑な経営管理が必要であるが、農業者にはこれらの知識を習得していない場合が多い現状にある。

このため、一般社団法人福島県農業会議や農業経営・就農支援センターでは、これまで法人設立までの手続きや設立後の経営改善に対する助言などに取り組んできたところであり、今後も規模拡大等を契機に法人化を目指す担い手が増加していくことが予想され、更なる支援の充実が必要である。

よって、農業経営の法人化の相談・支援に対応するため、各農林事務所に専門知識を有する職員を配置し、市町村との連携を強化するよう要望する。

地域計画の策定に係る支援について

農業経営基盤強化促進法の改正により、自治体が地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を定めることとされているとともに、農業振興地域の整備に関する法律の改正により、農用地区域に含めた土地を農用地区域から除外する場合には、地域計画からも当該土地を除外する必要がある、地域計画の変更に係る協議が発生している。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 計画変更に係る地域協議の場における課題への助言等を講じること。
- 2 効率的かつ効果的な取組事例等、他自治体の情報を提供すること。
- 3 事業の実施に当たり適切な財政措置を講じること。

有害鳥獣被害対策に係る支援について

近年、県内各地でクマの目撃情報、被害情報が増加し、特に、人への負傷事故や生活区域に出没したツキノワグマは、その習性から、出没を繰り返すことによる被害の拡大が心配される。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、有害鳥獣、特にイノシシやシカの個体数が増えており、作物への被害や人里周辺への出没により地域住民への危険性が増している。

よって、地域住民の安全の確保と農作物被害や森林被害を軽減するため、次の事項について要望する。

記

- 1 広域的な視点からのより専門的な知見に基づく有害鳥獣の個体数や生息状況の調査と実態に即した対策を実施すること。
- 2 市町村境界を越えた広域的な被害が見られるため、県と市町村が連携して効果的な被害防止施策や体制の構築を図ること。
また、より効果的な支援と指導が行えるよう、県における鳥獣害対策組織の一本化と関係部署の連携強化を早急に進めること。
- 3 雑木やヨシなどが繁茂した河川は、ツキノワグマやニホンザル、イノシシなど野生獣が身を隠す場所及び移動ルートになっており、行動域を拡大させる要因の一つであるため、獣害対策を目的として河川雑木や雑草の計画的な伐採など河川整備を迅速に実施すること。
- 4 ツキノワグマの個体増を抑制するため、ツキノワグマ管理計画に基づき、個体群管理を強化するとともに、市町村におけるクマ対策に対し、総合的支援を拡充するなど、クマ対策を強化すること。
- 5 加害獣の捕獲駆除を担う狩猟者の減少は著しく、新たな狩猟者の育成・確保は急務であることから、今後の捕獲業務を担う人材の育成確保及び狩猟技術向上のための支援の充実、イノシシ以外の有害鳥獣捕獲に対する報償金の支給等報償金制度の充実等を図ること。
- 6 捕獲時に早急かつ安全に対応できるよう、麻酔銃が使用できる者の配置と県及び警察の協力体制の確立、並びに専門的知識を有する人材を育成すること。

- 7 イノシシ等有害鳥獣の捕獲に係る経費に関する支援や電気柵等の設置などの被害防止対策に関する支援などを継続・拡充するとともに、国において地域の要望に見合う財政支援が受けられない場合は、それを補完するだけの予算を確保し、財政支援を行うこと。
- 8 有害鳥獣の処分が適切に実施できるよう、市町村単位ではなく広域的な規模で専用焼却炉などの処分体制を整備するとともに、各市町村が独自に取り組む施策に対する財政措置を講じること。

農業被害に対する収入保険制度の拡充について

近年、地球温暖化に伴う局所的な異常気象が各地で頻発化しており、県内自治体においても高温障害や風害など、農家経営に深刻な影響をもたらしている。

また、国際情勢の緊迫化による燃料や資材価格の高騰や米の需給状況による価格の乱高下により、農家経営は不安定化を増している。

よって、農家経営の安定化のため、農業被害による農家収入源対策として、収入保険制度のより細やかな制度の周知と保険料の公費負担分の増額などにより、農業者が加入しやすい制度への拡充について、国に求めるよう要望する。

需要に応じた米生産に向けた支援について

令和6年産以降、米の相対取引価格は上昇し、農業経営継続に大きく寄与しているものの、備蓄米の大規模放出による短期的な価格安定対策のほか、今後の主食用米の増産への方針転換の動きなど、生産者にとって将来の価格形成の見通しが非常に不安定な状況にある。

また、主食用米と加工用米や新市場開拓用米、酒造好適米などとの価格差が開いたことにより、主食用米への転換が進むことにより、加工用米等の減産が危惧される。

さらに、農業を担う者の高齢化により、米生産を維持していくことが困難な状況となりつつあるとともに、農業用機械等の価格高騰などが水田農業経営を圧迫し、大きな課題となっている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 水田政策について、令和9年度以降、作物ごとの生産性向上等に係る支援への転換が予定されているが、生産性向上の取組と並行し、引き続き、生産者が安心して農産物の生産により組むためのセーフティネットの構築や適切な情報発信を行うこと。
- 2 水田機能の維持保全の必要性及びそれに伴う生産者の負担も加味し、需要に応じた臨機応変な農業経営が可能となるような支援制度を構築するとともに、必要な予算を措置すること。
- 3 不安定な米の需給状況下における稲作農家の営農継続・再生産確保に向け、肥料・農薬などの生産資材費の購入費用に対する助成制度を創設すること。
- 4 非主食用米への転換支援を図るとともに、経営所得安定対策における産地交付金などにより、加工用米や新市場開拓用米に加え、新たに酒造好適米などへの支援拡充を図り、地場産業の振興と一体的に取り組むこと。
- 5 地域計画担い手確保支援事業について、地域計画に位置付けられた農業を担う者や集落営農組織、農作業受託組織などの多様な担い手の参入促進を図るため、予算、対象者及び事業採択枠の拡充を図ること。

6 米価の安定及び需要に応じた米生産を推進していくための後ろ盾となる水田活用の直接支払交付金等について、予算を十分に確保するよう国に求めること。

また、営農再開面積が年々拡大している原子力被災地域の特別な事情を考慮し、農業の復興・再生が減速しないよう、予算に被災地枠を創設するよう国に求めること。

米・食味分析鑑定コンクール国際大会開催に対する 財政支援について

米・食味分析鑑定コンクール国際大会は、平成１２年から行われており、近年は国内外から５，０００検体を超える米が出品されている世界最大規模の米の品評会である。

過去に県内では、平成２１年に第１１回大会が天栄村で開催されており、令和８年度から岩瀬地方、令和９年度は会津地方、令和１０年度は双葉地方と、３年連続の本県で開催されることが決定されている。

令和８年度大会は、米・食味分析鑑定コンクール国際大会 in 須賀川岩瀬と称し、１２月の開催に向け現在準備が進められている。

よって、３年連続で本県において大会を開催することにより、安全・安心で美味しい県産米のＰＲや消費者に求められる高品質米の生産促進などもうかる農業の実現に寄与し、農業振興を推進する事業となることから、３年にわたる本県開催の事業費に対する財政支援を講じるよう要望する。

気候変動に対応した農業対策について

令和元年東日本台風災害、令和３年４月の凍霜害、令和４年の降ひょう被害や豪雨災害、令和５・６年の猛暑など、極端化する気象の影響から毎年のように甚大な農業被害が発生しており、生産者が安定的に営農を継続できるよう中長期的視点に立った農業対策の取組が求められている。

よって、気候変動に伴う栽培環境の変化に対して、生産者が対応できるよう次の事項について要望する。

記

- 1 大雨や猛暑などから農産物を保護するため、品質の保持・向上に有効な設備の導入に対して補助拡充を図るとともに、農産物を守るための技術開発に加え、気候変動への適応性や水害・風害等への耐性を備えた品種の開発を行うこと。
- 2 気象災害に起因する農業被害の軽減に向けて、多目的防災網や防霜ファンなどの導入を促進するため継続した支援を行うとともに、連続して農業被害を受けた生産者へは、他の生産者と同等の環境で営農継続できるよう、重点的な支援を行うこと。

園芸産地化に向けた支援について

県では、農林水産振興計画に基づき、生産基盤の確保・整備と試験研究を推進し、戦略的な生産活動を展開しており、市町村においても、生産拡大に向けて県による栽培技術指導を取り入れ、生産者が意欲的に農業経営に取り組んでいるところであるが、後継者不足や高齢化等により防除対策に苦慮するなど、戦略的な生産拡大や産地の維持に影響を及ぼしかねない状況である。

よって、生産物の品質保持・向上を図り産地を維持発展させて、若者に魅力ある農業とすることで、後継者の他産業への流失に歯止めをかけるために、次の事項について要望する。

記

- 1 もものせん孔細菌病対策としての消毒散布に係る消毒液費用への財政支援を行うとともに、ももに限らず収益性の高い主要果樹に対する防除薬散布への財政支援の充実を図ること。
- 2 生産現場の需要に応じた弾力的かつ即応的な支援が可能となるよう、市町村を介さず生産者へ直接補助するとともに、個人も含め生産現場の実態に即した事業実施主体を対象とするよう制度を見直すこと。
- 3 園芸産地復興計画に位置付けられた園芸作物について、パイプハウスや灌水設備、省力栽培設備の整備等に対する支援を充実するとともに、十分な予算を確保すること。

地籍調査事業の予算の確保について

地籍調査事業については、土地の境界及び権利関係を明確にするもので、土地に関するトラブルの未然防止や課税の公平性の確保など、適正な土地管理を行うために有効な事業であり、国から県を経由して国 2 分の 1、県 4 分の 1 の割合で地籍調査補助金が交付され事業を実施しているところである。

しかしながら、近年、配分される予算額が要望額に対し、著しく減額されている状況が続いている。

よって、計画的・継続的に当該事業を推進するため、申請に見合う財源を確保するよう要望する。

多面的機能支払交付金に係る予算の確保について

多面的機能支払交付金については、農業資源を維持・継承するとともに環境を保全していくための有効な施策である。

しかしながら、当該交付金の交付対象として算定される項目は限られており、地域の水路や農道などの施設の老朽化に対応する長寿命化の取組は算定されていない。

よって、長寿命化の取組を算定項目とするとともに、農地維持支払交付金及び資源向上活動支払交付金について、継続して活動できるよう必要な予算の確保を国に求めるよう要望する。

また、新規採択地区に係る当該年度の予算を確保するよう要望する。

農地整備（ほ場整備）事業の促進について

小規模な区画の農業地帯においては、用排水路などの農業用施設の老朽化等により、効果的な農業経営や経営規模の拡大が図れない現状にあるが、ほ場整備事業の取組により、ほ場の大区画化、農道や用排水路の整備、維持管理の軽減など効率的な農業経営の推進が期待されるものである。

よって、基盤整備や農地集積等により、農業経営の安定と規模拡大を図るため、当該事業の予算を確保するとともに、福島再生加速化交付金により実施している整備事業についても財政支援を継続するよう国に求めることについて要望する。

また、ほ場整備事業の今後一層の推進を図るため、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施計画策定における地形図作成について、市町村の負担が生じないように要望する。

鉄山ダムの改修等について

鉄山ダムについては、東日本大震災により堤体が破損したが、県では、ダム建設当時の降雨条件等により算定した横川ダムの貯水容量等を基準とし、震災以降、復旧は行わない方針を示している。

このため、地元市町村においては、かんがい期において、鉄山ダムによる水源が確保できない状況に加え、昨今の異常気象による降雨不足の影響を受け、安定的な農業用水及び工業用水の確保が喫緊の課題となっている。

また、ダム貯水量の基準について、ダム建設時とは降雨量の想定が大きく変化しており、現在の横川ダムの貯水量（想定）では、必要な農業用水や工業用水をまかないきれない状況となっている。

よって、農業生産基盤の強化・拡大に加え、事業者の安定的な経営基盤の構築による就労環境を確保し、産業・しごとづくりによる震災からの復興・再生を実現するため、横川ダムの渇水対策として鉄山ダムが利用できるよう改修するよう要望する。

農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金について

近年増加傾向である豪雨対策として、国の「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、自治体においては防災重点ため池に対する防災工事等を進めているところである。

当該措置法は令和１２年度までの時限立法であり、その期間内での対策を求められているため、早急かつ集中的な対応が必要である。

しかしながら、防災減災事業について地区申請しても、予算の制約で採択されないケースが出ており、防災重点ため池の令和１２年度までの対策が見通せない状況である。

また、老朽化している湛水防除施設の長寿命化に向けた事業についても予算の制約で採択が難しい状況である。

よって、住民の生命・財産や農地を守るためには、事業を実施するための財源確保が必須であるため、必要な事業が実施できるよう予算を確保について国に求めるよう要望する。

また、農業用ため池の廃止について、廃止ため池計画を作成し採択申請をしているが未だ未採択の状況が続いている事業があることから、早急な事業の予算確保について国に求めるよう要望する。

森林環境譲与税の活用及び譲与基準見直しについて

森林吸収源対策の一環として、森林の整備や保全などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国が譲与する森林環境譲与税は、自治体が直面する森林整備等の課題に対応するための財源として活用が期待されている。

また、2050年カーボンニュートラルの実現には、森林資源の循環利用が不可欠であり、森林整備等を実施するための財源がこれまで以上に必要となっている。

よって、森林環境譲与税の譲与基準について、令和6年度に見直されたものの、私有林人工林面積に乘じられる林野率の補正割合の対象を拡大することや天然林面積を加えるなど、広い森林面積を有し、林業への財政需要がより大きい自治体が地域の実情に応じた森林整備や路網整備、担い手確保など十分な取組が図られるよう、譲与基準の更なる見直しについて国に求めるよう要望する。

山のみち地域づくり交付金事業の促進について

山のみち地域づくり交付金により県において事業着手した区間については、地域住民や関係者は事業の早期完了を切望している。

よって、山のみち地域づくり交付金事業による着手区間の早期完成について要望する。

森林病虫害等防除事業の強化について

森林は、木材の生産のみならず水資源の涵養、土砂の流出・法面崩壊の防止、二酸化炭素の吸収、景観の保全など多様な公益的機能を高度に発揮し、地域形成の上に大きな役割を果たしているところである。

しかしながら、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損被害や松くい虫による松林への被害が拡大しており、森林の持つ多面的機能への影響が懸念されている。

よって、国県主導による大規模な被害防除対策及び、国有林の森林病虫害防除事業に対する予算確保、並びに、市町村が行う防除事業にかかる市町村の負担が生じない補助事業の創設について、国に求めるよう要望する。

治山事業の推進について

近年、異常気象による降雨の局地化、集中化の影響により、洪水や浸水被害が毎年のように発生している。

また、令和元年東日本台風による災害は、山間部の集落や集落へのアクセス道路近傍で多数の地すべりや土石流、落橋が発生し、孤立集落の発生、水道などのライフラインの断絶等の甚大な被害をもたらした。

よって、国土保全や水源涵養、さらには生活環境の保全・形成等を図るため、次の事項について要望する。

記

- 1 現在実施している治山事業を早期完了すること。
- 2 継続的な治山事業を推進すること。
- 3 災害時の応急対応ができるような柔軟な予算措置及び体制を構築すること。
- 4 山腹崩壊、地すべり、土石流などによる災害が発生する恐れがある危険地区及び既に発生している山林について、国土保全の観点から必要な対策を講じること。
- 5 自治体が管理する市道、林道、普通河川などに隣接する山林での災害においては、その復旧に関して、治山事業側で積極的な役割を果たすこと。

県施行建設事業負担金の廃止又は軽減について

県施行建設事業負担金については、地方財政法や道路法等に基づき、負担率５～１０％の負担金を納入しているところであるが、市町村においては、東日本大震災及び原子力災害による影響を受け税収が著しく低下し、財政の好転が見えない中、災害からの復旧・復興への財源を捻出しなければならない状況である。

よって、県施行建設事業負担金の廃止又は軽減措置を講じるよう要望する。

道路の整備促進について

被災地域の物流機能の回復を図るとともに、一日も早い復旧・復興に向けて、下記道路の整備促進について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進すること。
- 2 遅れている地方の道路整備を促進するため、地方が真に必要としている道路整備を計画的に進めるため、十分な予算を確保すること。
- 3 円滑な交通体系の確立及び被災地方の復興を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道、県道、市町村道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案し、整備促進を図ること。

○特記事項

- ・地域高規格道路「会津縦貫道路」（予算拡充、若松北バイパス、湯野上バイパス及び下郷田島バイパスの整備促進、会津縦貫北道路の4車線化促進、会津縦貫南道路の整備促進、未着手区間の早期事業化）
- ・一般国道115号「大波地区」（急勾配、線形不良区間改善）
- ・一般国道115号「相馬市大町交差点」（改良）
- ・一般国道115号「石田地区」（局部改良）
- ・一般国道252号「七日町地区」（電線類地中化・無散水消雪工）
- ・一般国道288号（歩道設置・付加車線設置・B P 拡幅・舗装打替）
- ・一般国道294号（拡幅）
- ・一般国道294号「湊町四ッ谷地区、小坂地区及び原地区間」
- ・一般国道349号「杉沢地区、針道地区、戸沢地区」
- ・一般国道349号（県道常葉芦沢線交差点及び新館・大倉・門鹿地区改良、舗装打替）
- ・一般国道349号「五十沢柴崎～沼ノ平」（改良・拡幅）
- ・一般国道399号（舗装打替）
- ・一般国道399号「平市街地～下平窪地区」（早期計画策定）
- ・一般国道399号「伊達橋」（早期開通）
- ・一般国道399号「保原町七丁目」（改良・拡幅）
- ・一般国道401号「北会津町地内」（交差点拡幅）
- ・一般国道459号「永田地区、新殿地区、旭地区、宮古～堂山工区、藤沢工区、新町工区」
- ・主要地方道「福島保原線」（改良・拡幅又は代替え路線整備）
- ・主要地方道「浪江国見線」（橋梁改修・交差点改良）

- ・主要地方道「郡山湖南線」（拡幅、歩道設置）
- ・主要地方道「本宮熱海線」（改良）
- ・主要地方道「原町川俣線」（拡幅・急カーブ区間の解消）
- ・主要地方道「いわき石川線（常磐湯本～常磐上湯長谷町間）」（早期計画策定）
- ・主要地方道「喜多方西会津線」
- ・主要地方道「いわき上三坂小野線」
- ・主要地方道「常磐勿来線」（改良）
- ・主要地方道「本宮三春線」（拡幅・歩道設置）
- ・主要地方道「長沼喜久田線」（拡幅・ＢＰ整備）
- ・主要地方道「本宮土湯温泉線」
- ・主要地方道「船引大越小野線」（舗装打替）
- ・主要地方道「小野富岡線」（舗装打替）
- ・主要地方道「浪江三春線」（舗装打替）
- ・主要地方道「相馬浪江線」、県道「大芦鹿島線」（交差点改良）
- ・主要地方道「川俣安達線」（拡幅）
- ・主要地方道「飯野三春石川線」（拡幅）
- ・主要地方道「郡山長沼線」（歩道設置）
- ・主要地方道「郡山矢吹線」（付加車線設置・歩道設置・拡幅）
- ・主要地方道「古殿須賀川線」（拡幅）
- ・主要地方道「小野郡山線」（歩道設置）
- ・主要地方道「北山会津若松線」（歩道・自転車道早期整備）
- ・主要地方道「小名浜小野線」
- ・主要地方道「二本松金屋線」（歩道設置・橋梁架け替え）
- ・主要地方道「中野須賀川線」（狭隘・急カーブ区間の解消）
- ・主要地方道「郡山大越線」（歩道拡幅・舗装打替）
- ・主要地方道「須賀川三春線」（歩道設置）
- ・主要地方道「会津若松三島線（阿賀川新橋梁工区）」
- ・主要地方道「相馬亘理線（細田交差点、刈敷田住宅団地入口～県道小泉橋間）」
（交差点改良・歩道設置）
- ・県道「田村安積線」（拡幅・歩道設置）
- ・県道「福島安達線」
- ・県道「三春日和田線」（歩道設置・拡幅）
- ・県道「二本松三春線」
- ・県道「二本松川俣線」
- ・県道「本宮岩代線」
- ・県道「大橋五百川停車場線」（歩道整備）
- ・県道「本宮常葉線」（歩道整備・舗装打替）
- ・県道「本宮土湯温泉線」（雪崩防止対策）
- ・県道「浪江鹿島線」（歩道改修）
- ・県道「原町川俣線」（歩道改修）

- ・ 県道「原町浪江線」（改良・バイパス化）
- ・ 県道「浪江三春線」（改良・バイパス化）
- ・ 県道「二本松安達線」
- ・ 県道「谷田川三春線」（拡幅改良）
- ・ 県道「石筵本宮線」（通行不能区間の整備）
- ・ 県道「松川渋川線」
- ・ 県道「小高停車場線」（歩道改修）
- ・ 県道「安達停車場線」
- ・ 県道「雲水峰江持線（塩田地内）」（拡幅）
- ・ 県道「羽鳥福良線」（改良）
- ・ 県道「芦ノ口大槻線」（拡幅・歩道設置等）
- ・ 県道「荒井郡山線」（拡幅・歩道設置等）
- ・ 県道「斎藤下行合線」（歩道設置）
- ・ 県道「阿久津舞木停車場線」（拡幅）
- ・ 県道「石沢荻田線」（舗装打替）
- ・ 県道「木幡飯野線」
- ・ 県道「湯川大町線」（拡幅・安全対策）
- ・ 県道「安達太良山線」
- ・ 県道「須賀川二本松線」（拡幅・歩道設置等・対面通行化）
- ・ 県道「馬場平杉田線」
- ・ 県道「原町二本松線」
- ・ 県道「湖南湊線」（通行不能区間の整備）
- ・ 県道「江持谷田川停車場線」（付加車線設置・拡幅）
- ・ 県道「河内郡山線」（付加車線設置・拡幅）
- ・ 県道「岩根日和田線」（拡幅・歩道設置）
- ・ 県道「仁井田郡山線」（歩道設置）
- ・ 県道「岳温泉大玉線」
- ・ 県道「熱塩加納山都西会津線」
- ・ 県道「岳温泉線」
- ・ 県道「広野小高線」
- ・ 県道「会津若松熱塩温泉自転車道」
- ・ 県道「富岡大越線」（舗装打替）
- ・ 県道「常葉芹沢線」（舗装打替）
- ・ 県道「吉田間滝根線」（舗装打替）
- ・ 県道「常葉野川線」（舗装打替）
- ・ 県道「船引停車場線」（舗装打替）
- ・ 県道「実沢要田線」（舗装打替）
- ・ 県道「門沢三春線」（舗装打替）
- ・ 県道「栗出菅谷線」（舗装打替）
- ・ 県道「柳戸沢常葉線」（舗装打替）

- ・ 県道「上移常葉線」（舗装打替）
- ・ 県道「あぶくま洞都路線」（舗装打替）
- ・ 県道「国見福島線（伊達市堀切端～川原町）」（改良・拡幅）

4 インターチェンジ周辺アクセス道路等の整備促進を図ること。

○特記事項

- ・ 伊達桑折インターチェンジから大笹生インターチェンジまでのアクセス道路である国道３９９号（仮称）飯坂東バイパス（早期着工）
- ・ 大笹生インターチェンジのアクセス道路である主要地方道上名倉・飯坂・伊達線（建設促進）
- ・ 福島松川スマートインターチェンジの車両制限解除への取組促進並びにアクセス道路である主要地方道土湯温泉線及び主要地方道霊山・松川線（整備促進）
- ・ 相馬インターチェンジのアクセス道路である一般国道１１５号相馬南バイパス（４車線化）
- ・ 南相馬インターチェンジのアクセス道路である主要地方道原町川俣線（早期整備）

5 都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、健全な市街地の形成、活力と魅力ある快適な都市の形成のために、都市計画道路については、交通安全対策、道路防災対策、バリアフリー施策等の推進や、歩行空間や自転車走行空間の面的整備の促進など、まちづくりと一体となった整備を図るとともに、十分な財源を確保すること。

○特記事項

- ・ 都市計画道路「須賀川駅並木町線」（未整備区間の早期整備）
- ・ 都市計画道路「藤室鍛冶屋敷線（新横町工区）」
- ・ 都市計画道路「亀賀門田線（国道４０１号～会津総合運動公園間）」（歩道拡幅整備）
- ・ 都市計画道路「吹上荒町線」
- ・ 都市計画道路「栄町大笹生線（上松川橋～一般県道折戸・笹谷線）」
- ・ 都市計画道路「腰浜町・町庭坂線」
- ・ 県中都市計画道路事業の財源確保
- ・ 県中都市計画道路事業「東部幹線（富久山工区）」（踏切動改良計画事業）

6 ダブルネットワークの構築など国土強靱化に資する高規格道路の整備に当たっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させるよう国に求めること。

○特記事項

- ・ 磐越自動車道（４車線化、メンテナンス費用の確保）
- ・ 常磐自動車道（全線４車線化・インターチェンジ設置）

7 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を増額及び継続するとともに、使いやすい交付金制度とすること。

- 8 第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、国土強靱化に必要な予算・財源を確保するよう国に求めること。
- また、防災・減災、国土強靱化のため、老朽化した道路橋などの社会資本ストックの維持管理・更新費用の財政措置を講じるとともに、道路施設の点検及び修繕を促進すること。
- 9 県道化した旧国道の管理が確実かつ適切に行われるよう、更なる管理充実を図ること。
- 10 通学路の安全確保のため、歩道整備及び歩行空間確保等の早急な整備を含め安全対策を実施すること。
- 11 冬期間の交通安全のため、大雪等に対応した道路整備や国・県・市町村の雪害の少ない地域から除雪用機械の融通を図るなど支援受援体制等を構築し、降雪量に応じた広域連携した除雪体制の構築等を図ること。
- 12 舗装修繕、路肩及び法面除草等、管理を推進すること。
- また、地域住民が実施する県道の除草作業について、道路除草委託事業への支援を継続するとともに、大型除草機械の貸出台数の拡充及び制度運用の見直し並びに防草シートやコンクリート化など除草負担軽減につながる施設整備の推進を図ること。
- 13 道路の無電柱化を促進するため、必要な措置を講じるとともに、制度の更なる改善を図ること。
- 14 大気汚染の防止や沿道の騒音の低減等を図るため、道路環境対策及び渋滞対策を促進すること。
- 15 市町村道整備補助の増額及び補助対象事業の拡充を図るとともに県道の認定基準を緩和し、主要市町村道を県道に昇格させること。
- 16 地方特定道路整備事業の廃止について、計画的な道路整備事業の実施のため、代替措置を講じるなど財政支援を行うこと。

官民一体となったバリアフリー推進施策に対する連携・協力について

障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が事業者の義務となったところである。

市町村においては、官民一体となったバリアフリーを実践するとともに、次世代へつなぐ取組を進めているところである。

よって、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、ハード・ソフト、心のバリアフリーを加速化するため、次の事項について要望する。

記

- 1 市町村が実施する交通バリアフリーの推進のため、県道の段差解消や歩道への誘導表示設置を実施すること。
- 2 民間施設・店舗等のバリアフリー化促進（多目的トイレの設置等）に向けた補助事業を創設すること。

災害復旧事業への財政支援について

東日本大震災からの復興を進めるためには、災害により住居を失った被災者住宅の早期再建や道路の復旧・復興が必須である。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 急傾斜地崩壊対策事業の市町村負担金を原則廃止すること。
- 2 急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益者負担金は、県が直接受益者に負担を求めること。
- 3 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び災害関連緊急急傾斜地対策事業の予算を十分に確保すること。
- 4 現行災害関連対策事業で採択基準外となっている被災箇所を救済すべく、小規模急傾斜地崩壊対策事業を創設すること。
- 5 小規模な復旧事業については、一箇所における工事費用の補助対象の下限額を見直し、国庫補助事業として実施できるよう従来の災害復旧費用の適用範囲を拡充するよう国に求めること。

防災・減災対策等の更なる充実強化について

令和元年１０月１２日から１３日にかけて東日本を中心に記録的な豪雨をもたらした令和元年東日本台風により、各地に河川氾濫や土砂災害が発生し、多くの尊い人命や財産が奪われたが、気候変動により今後も大規模な災害発生が懸念される。

よって、防災・減災対策や復旧・復興支援への充実強化が図られるよう、流域全体で水を軽減させる治水対策及び流域治水を計画的に推進するため、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策を取りまとめた「流域治水プロジェクト」を主体的かつ積極的に推進するとともに、流域自治体における治水対策の実施及び地域に応じた浸水のメカニズムの解析など調査・分析に係る技術面・予算面で十分な支援を講じるよう要望する。

河川改修・砂防事業等の促進について

令和元年東日本台風による甚大な浸水被害をはじめ、近年多発する台風や集中豪雨による浸水被害も多く、水害に対する住民の不安や関心が高まっている。

よって、国土保全と市民生活の安定を図るため、河川改修・砂防事業の整備促進を図るとともに、特に災害の恐れのある未整備区間について、早急に整備するとともに次の事項について要望する。

記

- 1 治水施設整備と併せて、洪水時の河川情報伝達体制の充実・強化など、ハード・ソフトが一体となった対策の推進、並びに洪水時は元より日常時の適切な河川管理の一層の推進を図ること。（伊達）

○特記事項

- ・一級河川「濁川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「八反田川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「水原川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「大森川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「蛭川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「松川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「須川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「天戸川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「摺上川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「田沢川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「加治屋川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「立田川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「米川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「北八反田川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「平田川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「小川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「女神川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「新川」（土砂浚渫）
- ・一級河川「新川放水路」（土砂浚渫）
- ・一級河川「旧湯川」
- ・一級河川「湊川」
- ・一級河川「原川」
- ・一級河川「湯川」
- ・一級河川「取上川」（堤防整備）

- ・ 一級河川「釈迦堂川」（治水対策）
- ・ 一級河川「油井川」
- ・ 一級河川「鯉川」
- ・ 一級河川「羽石川」
- ・ 一級河川「払川」（土砂浚渫）
- ・ 一級河川「小浜川」
- ・ 一級河川「轟川」
- ・ 一級河川「移川」（堆積土砂撤去）
- ・ 一級河川「大滝根川」（堆積土砂撤去）
- ・ 一級河川「牧野川」（堆積土砂撤去）
- ・ 一級河川「紫川」（堆積土砂撤去）
- ・ 一級河川「八島川」（堆積土砂撤去）
- ・ 一級河川「樋渡川」（堆積土砂撤去）
- ・ 一級河川「町尻川」（堆積土砂撤去）
- ・ 一級河川「堀越川」（堆積土砂撤去）
- ・ 一級河川「桧山川」（堆積土砂撤去）
- ・ 一級河川「東根川」（遊水池整備）
- ・ 一級河川「古川」（河川整備）
- ・ 一級河川「伝樋川」（河川整備、内水排除対策）
- ・ 一級河川「塩野川」（維持管理）
- ・ 一級河川「広瀬川」（河川整備）
- ・ 一級河川「山舟生川」（維持管理）
- ・ 一級河川「小国川」（河川整備）
- ・ 一級河川「安達太良川」（ＪＲ橋架替を含む堤防整備）
- ・ 一級河川「五百川」（堤防整備・橋梁架替え）
- ・ 一級河川「百日川」
- ・ 二級河川「梅川」（早期改修）
- ・ 二級河川「地藏川」（早期改修）

- 2 二級河川日下石川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画を早期に策定すること。
- 3 二級河川夏井川河口部治水対策事業の整備促進を図ること。
- 4 二級河川仁井田川における水位情報の整備を早急に講じること。

- 5 県が所管する河川水門等について、自動化やフラップゲート化など地域による操作を必要としない設備へ改修するとともに、県において直接管理もしくは委託先を業者等へ変更し管理すること。

また、豪雨時に河川水系が上昇した際の水門（樋門）の操作については、捜査員の安全確保の観点から、安全配慮規定を作成するとともに、遠隔操作型や自重降下式型へ構造改修すること。

- 6 県水防計画の重要水防区域指定箇所等の堤防高不足や堤防断面不足などについて解消するとともに、河道開削（土砂の浚渫）及び雑木伐採等の洪水浸水対策を促進すること。

- 7 高水敷上の樹木や経年的な土砂堆積によって生じる中州などについては、洪水時の水位上昇につながることから、流下能力維持のため樹木伐採、下流からの土砂浚渫、堆積土砂の撤去、除草などの対応を定期的かつ確実に図ること。

- 8 砂防指定地に必要な土砂災害防止対策を講じること。

また、砂防事業熱塩沢地区について、対策工事の整備促進及び早期完成を図ること。

また、土砂災害警戒区域（坂下1、ウバ沢）を砂防指定地とすること。

- 9 土砂災害警戒区域の定期的な点検を実施するとともに、県事業により整備されている砂防堰堤の適切な維持管理を実施すること。

二級河川の河川敷草刈り等への支援について

二級河川の河川敷の草刈り等については、現在、流域の行政区等の河川愛護団体のボランティア活動により実施されているところであるが、各河川愛護団体から報償の値上げが要望されているほか、住民の高齢化などにより、河川愛護団体の解散・撤退が見受けられている。

また、新規で河川愛護団体を結成した場合、草刈り等の報酬が無償となる「うつくしまの川・サポート制度」が適用されることから、新規の河川愛護団体結成が減少傾向にあり、二級河川の河川敷の草刈り等を地元河川愛護団体等のボランティア活動により継続していくことが年々困難となってきた。

よって、二級河川の適正な維持管理のための草刈り等について、河川愛護団体等に対する財政支援の拡充や、管理者である県の直営による実施など、継続して取り組むことができる体制を構築するよう要望する。

猪苗代湖の環境保全対策について

猪苗代湖は、かつて水質日本一を誇ったものの、近年は湖沼の水質汚濁の指標であるＣＯＤ（化学的酸素要求量）も上昇傾向にある。

このような中、全国４番目の広さを誇る猪苗代湖は、隣接３市町のみならず、猪苗代湖から流れ出る阿賀野川下流域においても貴重な上水道の水源であるほか、農業用水をはじめあらゆる産業での利用など、まさに「命の水」であり、その重要性から、将来にわたる環境保全活動等への取組が必要である。

また、令和７年７月にはラムサール条約湿地に登録され、国際的に重要な湿地として国内外の関心も高まることから、持続可能な利活用に向け、更なる保全活動の推進が求められる。

これまで、県や流域市町村、関係団体により水質汚濁の一因となる、湖岸に漂着したしたヨシ屑や流木の処分、ヒシの除去等が実施されているが、ＣＯＤの改善には至っておらず、更なる対策の充実強化が必要な状況である。

水辺に生育するヨシ等の抽水植物については、湖水中の窒素・リンを吸収する水質浄化の機能を有する反面、枯死・腐敗すると水質を悪化させる一要因ともなるが、現在、湖北岸には枯死し腐敗したヨシ等が大量に堆積しており、水質悪化の一因となっている。

よって、水質の改善を図るため、湖北岸に堆積している腐敗泥の浚渫工事を実施するよう要望する。

地すべり対策事業の促進について

地すべり防止区域「藤沢地区」において、令和元年５月１３日に、地すべり兆候が確認された土砂崩落が発生した。

発生場所は国道４５９号に隣接しており、当該道路は通勤、物流、観光などに利用され、生活や経済活動に欠かせない重要路線として整備が急がれているところである。

今回の崩落、地すべりは、過去に起きたものと比べると規模が非常に大きく、地元住民も経験のない規模であり、不安を抱いているところである。

よって、土砂崩落箇所隣接する国道４５９号を住民が安心して通行できるよう、地すべり対策事業を早期に完了するよう要望する。

港湾の機能強化について

重要港湾小名浜港については、国際バルク戦略港湾としての整備が進められるなど南東北のエネルギー供給の物流拠点として発展し、令和４年６月からは国際バルクターミナルの本格的な運用が開始されたほか、カーボンニュートラルポートの形成や福島イノベーション・コースト構想、福島新エネ社会構想の推進を支える重要な社会基盤として、港湾機能の強化が求められている。

また、重要港湾相馬港については、東日本大震災からの復興途上にあり、更なる利用促進が求められている。

よって、次の事項について要望する。

記

１ 小名浜港について

- （１）老朽化した荷役機械・港湾設備の更新による港湾荷役の効率化及び機能維持
- （２）ふ頭等の円滑な運用
- （３）港湾を取り巻く課題解消に向けた組織体制の強化
- （４）魅力的な親水空間による賑わい創出に向けた取組の強化
- （５）カーボンニュートラルポートの実現に向けた取組の推進
- （６）コンテナターミナルの整備・利用促進及び施設利用者の負担軽減

２ 相馬港について

- （１）３号ふ頭地区の延伸及びガントリークレーンなどの荷役施設整備による港湾機能強化
- （２）コンテナ定期航路就航などに向けたポートセールス活動の強化
- （３）既存港湾施設の効率的な利用に向けた管理・運営体制の強化
- （４）クルーズ船の受入れなど観光交流の活性化に向けた港湾機能の拡充
- （５）カーボンニュートラルポートの実現に向けた取組の推進

歴史まちづくりに資する取組の推進及び 認定市町村への財政支援について

本県は、全国でも最多の７市町村（白河市、国見町、磐梯町、桑折町、棚倉町、会津若松市、柳津町）が歴史的風致維持向上計画の認定を受けており、地域固有の歴史的なまちなみや伝統文化の維持向上に尽力している。

しかしながら、県内の認定市町村が連携して取組を推進する体制が整備されておらず、県内において歴史まちづくりに対する意識や機運はあまり高まっていない。

また、歴史的風致維持向上に資する事業のうち、都市再生整備計画に位置付けるものについては、社会資本整備総合交付金や都市構造再編集中支援事業補助金などの国庫補助を活用できる場合があるが、計画区域外を含む歴史まちづくり事業や歴史的風致維持向上計画の更新作業は財政的な支援がなされていない。

よって、県が誇る地域固有の財産を維持・保存・活用していくため、県を挙げた歴史まちづくりに資する取組を推進するとともに、認定市町村に対する財政支援制度を創設するよう要望する。

土地区画整理事業の推進について

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤整備と良好な宅地を総合的に整備することにより、健全な市街地の形成を図ることのできる、まちづくりの根幹的事業である。

よって、住みよい生活環境や円滑な都市活動を実現するため、十分な予算を確保するよう要望する。

市街地再開発事業及びコンパクトなまちづくりに対する 財政支援について

市街地再開発事業については、中心市街地の活性化に向け、実施されているが、物価高騰等により事業を推進するに当たって自治体の財源の負担が大きいことが課題となっている。

また、交通連結接点として多くの利用者が集まる重要な拠点である郡山駅について、新幹線発着時を中心に、自動車の指定場所以外での停車や長時間駐車により混雑が発生しており、駅周辺における渋滞対策は喫緊の課題となっている。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 自治体等の負担軽減のため、土木事業補助金の財源確保及び嵩上げを講じること。
- 2 交通結節拠点の機能強化を図り、交通手段が充実し、すべての人が安心して円滑に移動できるまちづくりを支援するとともに、複数年度にわたる事業計画に対応できるよう安定的な予算を確保すること。
- 3 優良建築物等整備事業の財源確保について、国に求めること。

都市公園等の維持管理に係る財政支援について

都市公園等については、開発に伴う公園や緑地の帰属等により増加しており、除草等の簡易な維持管理については、地域住民の組織する団体の協力によりなされているが、高齢化等の理由から年々団体が減少しており、公園等の維持管理の負担が増大している。

よって、公園の機能を維持するために必要な清掃や除草、遊具点検等、都市公園をはじめとする自治体が管理する全ての公園の維持管理費用に係る財政支援を要望する。

公共下水道事業の整備促進について

下水道施設は、都市環境の整備、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全等の公共の目的に資するものである。

これまで国の政策として下水道施設の普及促進を図ってきたところであるが、財政制度等審議会において「受益者負担の原則を徹底し、原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべき」との提言がなされた。

更新等に係る費用を国が措置しないという議論は、自治体に大きな影響を与えることが懸念される。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 下水道整備事業の整備促進が図られるよう土木事業補助金交付要綱に定める限度額を交付するとともに、補助金の拡充を図ること。
- 2 「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」において、下水道や農業集落排水施設等の整備及び接続加入の促進について盛り込まれていることから、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼周辺の下水道整備及び接続促進に対する補助制度を創設すること。
- 3 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が進行することを踏まえ、国土の環境保全からも、国の責任において、改築・更新等に係る十分な財政措置を講じるよう国に求めること。

新たな住宅セーフティネット制度の推進に係る財政支援について

自治体においては、国が平成２９年に住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を柱とする「新たな住宅セーフティネット制度」を創設したことから、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給促進に向け、当該制度を推進している。

よって、セーフティネット住宅の家賃低廉化・家賃債務保証料低廉化補助に係る市町村の財政負担について、県独自の財政支援を継続するよう要望する。

「空き家対策」に関する財政支援制度の継続について

平成２６年に空家等対策の推進に関する特別措置法が成立してから空家等対策は着実に推進している一方で、人口減少が進む中、使用目的のない空き家は今後もその数が増加することが見込まれており、令和５年１２月には空家等の「活用の拡大」、「管理の確保」、「特定空家等の除却等」の三本の柱で、総合的に対策を強化することを目的とした空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行競れた。

全国の自治体においては、当該特措法に基づく空家等対策計画の策定など空き家対策に積極的に取り組んでおり、県においても令和６年度から総合的かつ効果的な空き家対策の実施を促進するため、空き家対策総合支援事業を実施している。

よって、空き家は全国的にも増加傾向であり、今後も増加が危惧される管理不全空家等及び特定空家等をはじめとする空き家問題が解決できるよう、財政が厳しい市町村の状況を十分に認識するとともに、市町村が実施している空き家対策に係る継続的な財政支援について要望する。

多世代同居・近居推進事業の更なる拡充について

多世代同居・近居推進事業については、事業創設の平成２８年度から現在に至るまで、募集戸数の見直しなど事業の拡充がされているところである。

当該事業の目的の重要性を踏まえ、独自に類似の事業を実施している市町村もあるが、他の地域課題の解決へ向けた新たな住宅施策などを検討・実施していくに当たり、十分な事業費を継続して捻出し続けることが難しい状況である。

よって、県においては、財源に限りがある市町村がそれぞれの地域課題を捉えた独自の住宅政策を展開し、今後も人口減少対策と地方創生の実現を推進するため、当該事業を継続的に実施するとともに、募集戸数を拡充するよう要望する。

木造住宅等耐震化支援事業の拡充・継続について

県は、市町村が重点的に住宅の耐震化が必要な地区等に対し、耐震診断を行う建築士等を派遣する場合に、これに係る費用を負担する当該市町村に対して県が必要な補助を行うことにより、耐震診断を促進するとともに地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的に、木造住宅等耐震化支援事業を実施している。

現時点では、県内において、県建築士事務所協会以外に当該事業実施要綱及び木造住宅耐震診断（一般耐震診断法）実施要領に規定される、耐震診断者の要件を満たす者がいないことから、同協会と契約を締結し事業を実施しているが、耐震診断に係る経費が高騰しており、高騰分において、所有者に負担させると耐震化の妨げとなってしまう。

よって、耐震化を図るため、耐震診断に対する財政支援を拡充するとともに、旧耐震基準のみならず新耐震基準（昭和５６年以降平成１２年以前建築）の木造住宅においても耐震性が不足している可能性が十分にある中、当該事業の建築年の規定を昭和５６年５月３１日以前としていることから、現行基準以前へ拡充するよう要望する。

また、市町村においては、緊急車両の通行や避難の妨げとなるブロック塀等の倒壊を未然に防止し、地震による災害の減災化を図るため、国の交付金及び当該事業を活用し、道路に面するブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助するなど支援を行っている。

よって、安定した事業の実施により、より多くのブロック塀等の撤去を図るため、当該事業を継続するよう要望する。

マンションの管理等の適正化の推進に係る支援について

国においては、全国的に老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンション（築４０年超）の急増が見込まれる中、老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための維持管理の適正化が喫緊の課題とし、令和２年６月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正された。

また、マンションの新築から再生までのライフサイクル全体を見通して、その管理及び再生の円滑化を図ることが必要なため、令和７年５月に老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化を図るための建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律が改正された。

県内の複数の市町村において、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンション管理適正化推進計画を策定しているところであり、今後、県内においても全国的な流れと同様に、高経年マンションが急増することが見込まれている。

よって、県内マンションに対する独自の支援及び支援を行う市町村に対する財政支援を講じること。

学校教育の充実について

原子力発電所事故による放射線の不安から多くの児童が転校しているため新たに複式学級が発生しており、教育環境の悪化が懸念される。

これからの学校はゆとりある環境のもと、児童生徒一人ひとりの状況に適合したきめ細かな指導体制が喫緊の課題となっている。

学校生活においては、様々な要因により通園通学が困難となっている子どもへの支援、学校給食に使用する食材について放射性物質測定検査による安全性の確保に努めることが求められている。

また、学校等の公立文教施設の老朽化対策や速やかな耐震化及び災害時の避難施設としての整備等を進めるためには、市町村の財政負担の軽減、国・県による財政措置の拡充が重要である。

よって、次の事項について要望する。

記

1 学力向上のための抜本的な対策の推進について

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果、全ての教科で全国平均正答率を下回っており、この状態が数年にわたり続いており、県においては、これまで少人数教育など多くの対策を講じ取り組んでいるがその効果が上がっていない現状を重く受け止め、抜本的な対策を推進し、本県の教育のレベルアップを図ること。

2 少人数学級の推進について

少人数学級編制制度の継続及びより一層の拡大、充実に向け、学力向上及び生徒指導充実のための常勤講師の加配を行うとともに、そのために不足する教室、備品等の確保に必要な財政措置を講じること。

3 教職員定数の確保について

- (1) 複雑化・困難化する教育課題や一人一人の児童生徒にきめ細やかに対応するため、また、教師の負担軽減のため、教員不足の解消に向けた最大限の取組を実施すること。
- (2) 震災・原発事故に対応するため、標準法定数の弾力的運用及び中・長期的な計画の下で復興加配教員等の加配を継続すること。
- (3) 複式学級編制基準を弾力的に運用するとともに、複式学級解消等に向けた複式補正教員の人的加配を拡充すること。

また、複式学級における児童生徒の多少にかかわらず適切な補正教員の配置及び完全複式学級になっている学校に対する複数の補正教員の配置について、国に求めること。

- (4) 不登校対応や教科教育の充実のための専科教員の配置を行うこと。

- (5) 通級指導を必要とする児童生徒数が増加していることから、指導するための加配教員を増員すること。
- (6) 日本語の指導が必要な児童生徒が増加していることから、指導するための加配教員を増員すること。
- (7) 中学校における免許教科外指導解消のための加配教員を増員すること。
- (8) 小中一貫教育充実に係る加配教員を配置すること。
- (9) 年度途中の病休、産休、育休、休職等の補充教員が見つからず学校の負担が大きくなっていることから、新規採用者数を増員すること。

また、大学での教員免許取得者が増加するよう大学等に働き掛けること。

- (10) 学校の事務等の業務が年々増加しており、教員の多忙化解消がなかなか図られないことから、教員の負担軽減のため、スクール・サポート・スタッフについて、令和8年度も配置事業を継続するとともに、全校配置や大規模校での複数名配置等更なる拡充を図ること。
- (11) 学校司書の配置促進及び資質向上等を図るため、県独自の具体的制度や基準を創設し、適切な予算措置を講じること。
- (12) 栄養教諭・学校栄養職員について、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準により、配置されていない学校が多いが、安全性を担保した給食の提供、児童・生徒の心身の健全な発育や保護者の学校給食に対する安心感の確保を図るため、自校給食校への栄養教諭・学校栄養職員の配置を拡充するとともに、国に対して栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を緩和するよう求めること。
- (13) 児童生徒の減少により学級数が3以下となった場合でも、安全・安心かつ円滑な学校運営のため、さらには教職員の負担増とならないよう、養護教諭及び学校事務職員を配置すること。
- (14) 特別支援教育充実のため、特別支援学級の基準を弾力的に運用できるようにするとともに、恒常的に支援員等を配置できるよう新たな補助制度を創設するなど支援策を講じること。
- (15) 別室登校している児童生徒への対応等、復帰傾向の児童生徒へ十分な支援をするため、各校へのスペシャルサポートルームを拡充するとともに、支援員の配置に係る支援を講じること。
- (16) 英語指導助手に対する財政支援について、市町村が単独で雇用する英語指導助手に対する財政措置を講じること。
- (17) 児童生徒が抱えている心の問題を解決するため、スクールカウンセラーの配置を継続するとともに、現在未配置となっている学校についても、全校配置すること。

また、学校・家庭・地域環境の改善に向けた支援ネットワーク構築のために大きな役割を果たしているスクールソーシャルワーカーを継続的に配置するとともに、増員すること。

- (18) 病弱特別支援学級に在籍している医療ケア該当児童生徒に対応するための医療的ケア看護師については、国の教育支援体制整備事業補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）を活用しているが、適正数の看護師配置と看護師不在の場合における保護者の負担軽減のため、人員配置を拡充できるよう財政支援を講じること。

- (19) 教員不足の解消に向け、大学・短期大学等卒業後一定期間県内で教職についた場合に返済を免除する新たな奨学金制度を導入すること。

4 教育施策の充実について

- (1) 校医を活用した放射線に関する教育や体力づくりなど、放射線の影響と体力低下が危惧される子どもに対する、心身をケアする施策及びメディアとの関わり方の改善を目指す施策を実施するとともに、市町村が行う場合に財政支援すること。

(2) 就学支援及び通学支援について

①被災児童生徒等就学支援事業補助金の継続

東日本大震災により被災し、経済的理由により就園・就学が困難となった児童生徒が持続的かつ円滑に義務教育を享受できるよう、被災児童生徒等就学支援事業補助金について、今後も被災児童生徒の教育環境を維持していくため、引き続き財政支援が必要であることから、当該補助金を継続すること。

②小中学校の統合に伴う通学支援

広域的な複数の小中学校統合により新たな学校への通学距離が長くなるため、将来にわたって適正に通学支援を継続していくことが不可欠となっていることから、へき地児童生徒援助費等補助金に基づくスクールバス等の委託料に係る年限を廃止するよう国に求めるとともに、県独自の財政支援を講じること。

③特別支援学校に通学する児童生徒に対する通学支援

特別支援学校等が運行するバスについて、自力又は介助を受けながらバスの乗車ができる者、医療的ケアを受けていない者等の乗車条件により、バスを利用できない児童生徒がいるため、自治体独自にバス通学支援事業を実施しているところもある。自治体における通学支援事業が効果的に実施できるよう、通学支援事業を補助する制度を創設すること。

- (3) 「県立高等学校普通科における特色あるコース制」をさらに多くの普通科高校に導入するとともに、「教育」コースを導入する高校を増やすこと。

また、県教育委員会と福島大学の連携協定により、令和7年度より教員を志す高校生が大学の教職課程の一部を先行して履修できる制度が導入されたが、対象が「教育」コースで学ぶ生徒のみであることから、本県での教員を志す人材育成の推進のため、「福島県の教員になり、県内の子どもたちを教えたい」と志す県内の高校生すべてを対象とすること。

- (4) 国際バカロレアについては、児童生徒のグローバル化に対応した素養・能力の育成に高い効果が期待できることから、小中学校導入に向け、自治体と共同した研究活動を実施するとともに、導入校における教員の加配配置及び人事配置上の配慮、並びに導入費用に対する支援を行うこと。

また、県立高校におけるDP（ディプロマ・プログラム）の導入に向けた研究活動を実施すること。

- (5) 小中学校の県費負担教職員の旅費は、県が負担することとなっているが、ここ数年旅費の削減が続いており、教職員の研修会等への参加が困難な状況となっていることから、円滑な学校運営が図られるよう、旅費の十分な確保・配分を行うこと。

- (6) 教職員全体の一層のリカレント教育の充実が図られるよう、教育の専門分野の最新情報、新しい指導技術及び本県の課題解決に向けた取組等に係るＩＣＴを利活用した独自の教職員向けオンライン講座の構築並びにその配信など、さらなる研修の充実を図ること。
- (7) 保護者の教育費負担軽減を図りつつ学校給食摂取基準を満たす学校給食を提供するため、国による恒久的な学校給食費の無償化が行われるまでの間、学校給食費について財政支援を行うこと。
また、仮に県単独費による対応が難しい場合は、財政措置を講じるよう国に求めること。

5 学校施設・設備整備について

- (1) 公立文教施設等の老朽化対策や長寿命化対策及び災害時の避難施設としての整備に係る財源の確保、並びに、公立学校施設の老朽化対策等の施設整備に係る国庫負担率の引上げや地方財政措置による支援策を講じることについて、国に求めること。また、県においても財政措置を講じること。
- (2) 校舎増改築、屋内運動場改築、プール建造等に係る財源の確保について、国に求めること。
- (3) 少子化に対応した学校の適正規模・適正配置を図る上で、統廃合を伴う小中一貫校の建設に対する国庫補助制度を拡充するよう国に求めること。
また、小中学校の統廃合に伴い必要となる給食センターの整備に係る財政支援について国に求めること。
- (4) 公立学校施設整備予算について、当初予算以上の額を補正予算において確保し対応する現状は、市町村における計画的な事業執行に支障となるものであることから、当初予算において必要な支援を行えるよう、当初予算の規模是正について国に求めること。

6 ＩＣＴ教育の推進・充実について

- (1) ＩＣＴ機器をより活用できるようにするため、各校へのＩＣＴ支援員配置を県においても支援すること。
- (2) 児童生徒にＧＩＧＡスクール構想で整備されたＩＣＴ環境が継続して提供できるよう、タブレット端末の更新に係る費用に対して十分に財政支援を行うよう国に求めること。

7 公立夜間中学校への支援について

- (1) 授業の更なる充実や教職員の資質向上を図るため、県外の公立夜間中学先進校の視察や授業への参加等教職員研修に対する自由度の高い補助制度を創設すること。
- (2) 年齢や国籍、ルーツなど多種多様な環境の生徒が在籍していることから、標準法によらない教職員配置のための自由度の高い補助制度を創設すること。

運動部活動の地域展開に係る支援について

スポーツ庁は、公立中学校の休日運動部活動を段階的に地域展開するため、令和8年度から6年間を改革実行期間と定め、活動のあり方や課題への対応等の検証、更なる改革の推進を自治体に求めている。

よって、今後、制度構築等の具体的な取組を進めていくにあたり、次の事項について要望する。

記

- 1 部活動の地域展開に伴い、地域での受け皿の確保が必要となるが、市町村によっては、スポーツ団体等受け皿の確保が困難な地域があることから、スポーツ団体の設立や持続可能な自主運営を担保するため、必要な財政支援を講じること。
- 2 地域展開を実現するためには、指導者や活動場所等の調整の役割を担う人材を確保する必要があることから、これらの確保や育成等に必要な財政支援を講じること。
- 3 部活動の地域展開に伴い、過大な保護者負担が生じることがないように、費用負担のスキームを明確にするとともに、経済的に困窮する家庭の生徒が活動機会を失うことのないよう必要な措置を講じること。
- 4 地域展開を進める市町村に対し、財政支援のみならず、先進的な取組に係る情報提供や各市町村の実情に応じた相談支援等、総合的なサポート体制を構築すること。
- 5 地域展開に係る継続的かつ安定的な財政支援策を速やかに確立し、その財源を確保するよう国に求めること。

県立高等学校の跡地等の利活用に係る支援制度について

県では、令和５年３月に「福島県立高等学校の統廃合等に伴う空き校舎等の譲与に関する条例」を制定し、県立高等学校改革（前期計画・後期計画）に定める統合、募集停止等に伴い空き校舎等となる１６校を対象に、建物・土地の無償譲渡や解体費用相当額の前渡し、土地・建物の利活用等に要する経費を補助（５年間で上限３億円）する制度を構築している。

また、当該計画を策定する前から統廃合の方針が決定していた旧小高商業高等学校、旧棚倉高等学校及び旧喜多方商業高等学校については、令和６年４月に県において長期未利用財産活用促進事業補助金が創設されたものの、土地の譲渡が無償ではなく、他の１６校と支援に差が生じている。

また、前期計画において統合され、廃校となった旧県立長沼高等学校については、建物を県が所有し、敷地を市が所有してる状況であり、今後の利活用の方針として、県により全ての建物を除却し、市は建物除却後の土地の利活用を検討する予定であり、検討を進めるに当たっては、行政主体の利活用のほか、民間への売却や公民連携による利活用など、様々な観点から利活用案を検討する方針である。

よって、次の事項について要望する。

記

- 1 当該計画策定前に統廃合の方針が決定していた高等学校について、当該計画対象校１６校と同等の支援を講じること。
- 2 土地の利活用方針において、特に、売却や公民連携による利活用の検討に当たっては、県所有の建物に係る解体工事の完了時期等が、民間事業者の参入意向等を大きく左右する要素となり得るため、市町村と適宜、情報共有を行いながら解体工事に係る実施設計期間をはじめ、全体工期の短縮等に向けて取り組むこと。
- 3 令和７年度から着手予定の実施設計業務においては、施設・設備の解体・撤去方針等について、市町村と緊密に情報共有を図り、滞りなく設計業務を実施すること。

社会教育施設の改修等に対する補助制度の創設について

公民館をはじめとした社会教育施設は、これまでの学習拠点だけではなく、地域コミュニティの維持・発展の推進や、災害時の避難所機能、高齢者・子どものシェルター（居場所）機能、住民ニーズに対応できる情報拠点など、様々な役割が求められている重要な施設であるが、その多くは建設から相当の期間が経過しており、施設・設備の老朽化が課題となっている。

よって、地域における学習・コミュニティ拠点施設の維持のため、長寿命化に係る施設改修や建替え、各種装置の高度化、施設の多機能化及び省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対する補助制度を創設するよう要望する。

地域学校協働活動補助事業の継続について

市町村では放課後子ども教室を開催し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保を図るとともに、多様な体験・活動の提供を行っているところである。

よって、引き続き子どもの安全・安心の居場所を確保するため、運営費に対する支援である地域学校協働活動補助事業費補助金を継続するよう要望する。

文化財保存事業への財政支援について

国・県・市がそれぞれ指定した文化財について、保存や修理を行う所有者に対し補助金を交付するなど財政的な援助を行っている。

また、県においても、国や県指定の文化財に対して、文化財保存活用事業補助金交付要綱や同補助金取扱要領等により、財政的援助を行っているところであるが、十分な予算措置がされていない現状となっている。

また、令和３年２月及び令和４年３月の福島県沖地震による文化財への被害に係る復旧のほか、有形文化財自体の老朽化や民俗文化財に係る道具類の老朽化などに伴う修繕費用等の増加や物価高騰等により、文化財所有者の経済的負担はますます大きくなっており、将来的に文化財を適切な状態で維持し続けることが困難になることが危惧されている。

よって、国民の貴重な財産である文化財を後世に伝えていくという文化財保護法等の趣旨に鑑み、文化財保護事業費補助金について、十分な予算を確保の上、定められた補助率を維持し、申請どおり補助採択するとともに、国補助のように寄附等の民間資金活用により補助金を増額する新たな仕組みの創設や事業費の要件緩和など、文化財所有者の負担軽減を図るよう要望する。

放射能教育の推進について

福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が周辺地域に放出され、事故後 14 年以上が経過した。

避難住民の帰還に向けた環境整備が進められているが、風評の払拭や産業の再生など復興への課題は山積している。

環境省による全国アンケートや調査機関による都民アンケートで示された放射能による健康影響への誤解、第一次産業面における価格低迷傾向等、県民も国民も放射能への理解は進んでいない。

これまで、国に対し、国民が放射能に対する正しい知識を習得し、これに基づき適切に行動する能力の向上を図るためのあらゆる施策を、差別や偏見がなくなるまで国を挙げて継続的に取り組むよう求めてきた中で、令和 3 年 7 月に環境省において、都民アンケートで示された放射能の健康影響に対する誤解の割合を 2025 年までに現在の 40% から 20% に減らすことを目標とした「ぐるプロジェクト」が進められている。

よって、県においても、県立高等学校入学試験に放射能に関する設問を検討するなど、子どもから大人まで幅広い年齢層が放射能に対する正しい知識を習得するとともに、これに基づき適切に行動する能力の向上を図るためのあらゆる施策を県を挙げて効果的に取り組むよう要望する。

工業用水道の料金改定に伴う企業負担の軽減について

県が運営する工業用水道については、多くの事業所に工業用水を供給しており、産業活動の振興に大きな役割を果たしている。

そのような中、老朽化した施設（管路）・設備の更新、災害時の安定供給のための耐震化事業、経営の健全性及び安定供給維持のための資金確保等により、令和８年４月１日から工業用水道の料金の改定が見込まれている。

原材料・エネルギー価格の高騰や米国関税政策の影響などにより、企業収益の圧迫や投資意欲の減退など、企業活動に影響を与えている中で、料金改定に当たって大幅な値上げとなる場合には、更なる負担を強いることとなり、工業用水道を利用する多くの企業に対し甚大な影響を及ぼすばかりではなく、生産活動や雇用確保など地域の社会経済への影響が大きく危惧される。

よって、利用企業の意見を十分に踏まえ、理解を得つつ、企業負担を減らす対策を講じるよう要望する。

郡山運転免許センターの土・日曜日開設について

現在、即日交付ができる運転免許センターは福島と郡山にあり、両免許センターの免許更新の利用状況は、令和５年中の福島は約６．３万人であったのに対し、郡山は約１０．１万人と郡山の利用者が約３．８万人多い結果になっている。

休日については、福島が土曜日閉庁、日曜日は、毎週予約制で運転免許更新のみを取り扱い、郡山は土曜日閉庁、日曜日は、第２・第４に限り予約制で免許更新を取り扱っており、現在、郡山運転免許センターでの日曜日更新者の数は、１か月１，２４０人となっている。

よって、近隣市町村等広範囲に及ぶ地域における利用者の利便性を高めるため、郡山運転免許センターの毎日曜日と土曜日開設を要望する。（郡山）